

「2020年度調査研究活動実績報告書」

県民の会 坂本 茂雄

本年度の政務調査研究に関する主な活動の実施状況は以下のとおりである。
詳細は、別添別紙にて報告。

1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について（議会質問に反映）

- (1) 予防対策について
- (2) 支援策について
- (3) 調査特別委員会について
- (4) 関連法制等について
- (5) その他のコロナ関連課題

2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

- (1) 地区防災計画制度について
- (2) 避難行動要支援者対策について（議会質問に反映）
- (3) 地域防災・災害ボランティアについて
- (4) 防災教育について
- (5) コロナ禍と自然災害について
- (6) 避難行動・避難所のあり方について（議会質問に反映）
- (7) 事前復興について（議会質問に反映）
- (8) 豪雨災害について
- (9) 災害ケースマネジメントについて（議会質問に反映）
- (10) その他

- 3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について
- 4 生きづらさの課題の調査研究について（議会質問に反映）
- 5 都市計画道路「はりまや町一宮線」の調査研究について（委員会審査に反映）
- 6 人権尊重・差別解消の調査研究について
- 7 反戦・平和・脱原発の調査研究について
 - (1) 反戦・平和について
 - (2) 脱原発について
- 8 病院企業団議会調査研究について（委員会審査に反映）
- 9 バリアフリースーリズム調査研究について（委員会審査に反映）
- 10 その他

1 新型コロナウイルス感染症対策調査研究について（議会質問に反映）

（１）予防対策について

7月21日『医療機関の赤字』支援対策で守る医療体制を」

朝日新聞一面に、「133大学病院、313億円赤字」の見出し記事がありました。

新型コロナウイルスの影響により、全国133の大学病院で4、5月、計約313億円の損失（赤字）が出たと、医学部がある大学と病院でつくる全国医学部長病院長会議が20日、発表したそうです。

当然のことながら新型コロナの患者受け入れに伴う負担増と患者減少が大きな要因ですが、診療に伴う収入が4月は2337億円（前年同月比10・1％減）、かかった費用は2528億円（同0・2％増）で191億円の損失（赤字）、5月は収入2118億円（同16・1％減）、費用が2240億円（同4・2％減）で損失（赤字）は122億円で、計313億円となります。

同会議では、患者や手術数の減少、空き病床の増加などを収入減の要因に挙げています。

先日、県市病院企業団議会で高知医療センターでも、新型コロナウイルスの影響で外来患者の受診控え、救急患者の受け入れや手術件数を絞り込んだ3月～5月の診療実績では前年度比で4・6億円の減収となったことが報告されました。

その窮状は「4月以降も受診控えや手術の延期があり、2020年度の経営状況も非常に厳しい。国の交付金も活用しながら、経営安定化に取り組みたい」と企業長が述べざるをえない状況になっています。

また、東京女子医大で夏のボーナスの不支給方針（その後支給を検討）や、多数の看護師が退職意向を示していることなど医療従事者の待遇の悪化が注目を集めたが、看護師等医療従事者への慰労金が届くのもだいぶ先のことになりそうです。

医療体制は、コロナ禍の最後の砦のはずです。

そこを守ることが、優先されるコロナ対策であって欲しいと思います。

8月15日「PCR検査の早期実施で感染抑制を」

本日午後、高知市春野町の障害者支援施設「あじさい園」では、入所者と職員計14人の新型コロナウイルス感染が確認されたことを発表しました。

同園には知的障害のある利用者45人が入所し、職員56人が勤務している施設で、運営法人「高知小鳩会」の理事長は15日の会見で、知的障害のある利用者は自ら感染対策を取ることが難しいため、施設にウイルスを侵入させない水際対策を徹底していたと強調しており、今回のクラスターへと至った経緯で、PCR検査のタイミングが遅れたことを悔やまれています。

記者会見などでは、園内では8月4～11日、入所者6人が次々と発熱したが、いずれも熱は短期間で下がり、かかりつけ医は「軽い熱中症」などと診断し、施設側の「新型コロナでは？」と尋ねたが、検査には至らなかったといいます。

13日に別の男性の入所者が発熱し、受診した際に肺炎症状が見つかったため初めてPCR検査が行われ、結果的に12人の感染が分かったということで、理事長らは「検査にたどり着けず、もどかしかった」と振り返り、「クラスター化を防ぐためにも早期検査のシステムをつくってほしい」と訴えられています。

まさに、ここが5月臨時議会の際に質問した「目詰まりを起こしている」ことを解消できずに現在に至っているように思われました。

その際、知事は、PCR検査について、医師が必要と認めたものを断った事例はないという答弁をされたが、その医師が必要と認めるかどうかの判断を躊躇しなくてもよい仕組み、検査を求める患者や関係者の申し出を受け止められる医師の躊躇しない判断が目詰まりを解消し、早期検査につなげ、感染拡大抑止となることを改めて確認する必要があるのではないかと考えます。

施設関係者の計17人の感染者が確認されていますが、これ以上の感染拡大がなく皆様方が

快方に向かわれることを願うばかりです。

他にも、帰省関係者の感染者が出ていますが、くれぐれも感染者らの人権を損なうような誹謗中傷などというようなことが決してないよう、治療に専念できるよう温かく見守って頂く「あったか高知家」の対応が求められています。

8月22日「社会的機能を維持するためのPCR予防検査拡充を」

「立憲ネットワーク全国無所属議員の会」が、開催している web 勉強会に参加して、「コロナ政策転換を考える意見交換会～世田谷モデル・長崎モデルを参考に制度設計を考える～」をテーマに、ゲストスピーカーとして阿部とも子衆議院議員を迎え、意見交換が行われました。

最近、世田谷区や長崎県の取り組みが注目を浴びているが、地方自治体の特徴的な取り組みの情報共有がしっかりとされることが前提として和歌山県や山梨県の事例も先行的な好事例ではあったことが紹介されました。

その上で、千代田区や長崎県、世田谷区の取り組みが紹介され、それぞれの PCR 検査拡充の特色を活かした新たな検査制度設計の必要性が提起されました。

社会機能を維持するために、医療従事者をはじめ国や自治体が定める社会的機能維持者である感染リスクの高いエッセンシャルワーカーを優先的に実施していくことが必要ではないかというものでした。

参加されていた各自治体議員からは、「施設利用ではない介護当事者やヘルパーへの対応」

「エッセンシャルワーカーへの予防的随時検査は可能となるのか」「財政的問題で自治体ができることには限りがある」「後退してきた保健所の役割と機能をどのように拡充できるか」など現場が抱える意見が出されました。

いずれにしても、地方自治体が先行的に取り組む予防検査の仕組み作りを国に要望するなどの取り組みを行うことなどが確認される意義深い会議となりました。

私も、高知の障害者支援施設でのクラスター発生を踏まえたとき、議会で、今回の勉強会で学んだことも反映していきたいと思います。

(2) 支援策について

4月6日「緊急事態宣言は所得・経済保障などとセットの発令を」

安倍首相は、7日にも、専門家による「基本的対処方針等諮問委員会」を開き、改正新型コロナウイルス対策特別措置法にもとづき、諮問委が①国民の生命・健康に著しく重大な被害を与える恐れ②全国かつ急速なまん延により国民生活・経済に甚大な影響を及ぼす恐れ一の2要件を満たすと判断すれば、新型コロナウイルス感染に対する緊急事態宣言を今日7日に発令する方針を決めました。

緊急事態宣言の対象地域を東京、埼玉、千葉、神奈川、兵庫、大阪、福岡の7都府県、期間を1か月程度と公表しています。

緊急事態宣言を発令しても海外のような都市封鎖は行わず、公共交通機関やスーパーなどは営業を行うこととし、市民への可能な限りの外出自粛を求めつつも、生活に必要な事業の継続を求めています。

しかし、緊急事態宣言が発令された場合、「会社都合による休業」ではないため、「企業が労働基準法にもとづいて従業員へ支払う休業手当の支払い義務の対象にならない」という厚労省の見解が、出されていることから、自粛や営業不振で休業している場合は、企業には「平均賃金の六割以上の休業手当」を払う義務がありますが、緊急事態宣言による営業停止の要請では、この義務がなくなるということです。

このまま緊急事態宣言が出されれば、休業手当も支給されず困窮する人たちが多数出てくるのは必至で、緊急事態宣言と所得保障はセットで行うべきとの要望がより、強くなっています。

政府はコロナの影響で営業自粛や販売不振で社員を休ませている企業に対し、一つが休業手当を出す企業を資金的に助ける雇用調整助成金、もう一つが労働基準法に基づく「給与手当の支払い義務」で、給料支払いを促していますが、緊急事態宣言は、企業の給与手当の支払い義務を「免除」し、賃金不払いを合法化してしまう危険な「副作用」を伴う側面があると言われており、ただでさえ売り上げの激減で、資金

繰りに窮する企業が増えている中、給与の不払いを出させないような事前の策を講じておく必要があります。

また、緊急経済対策の柱となる低所得世帯への新たな1世帯当たり30万円の給付金「生活支援臨時給付金」も、2～6月のいずれか1カ月の世帯主の月間収入が1月以前と比べ、①減少し、かつ年間ベースの収入が個人住民税均等割非課税水準となる低所得世帯②大幅に減少（半減以上）し、かつ年間ベースで個人住民税均等割非課税水準の2倍以下となる世帯とする極めて限定的な対象要件となっており、果たしてこれでいいのかとの声が高まっている中、是正も含めた見直しが、緊急事態宣言とセットで見直されるべきではないかと考えます。

4月22日「生活者、事業者への支援は迅速に」

今朝の朝日新聞一面では、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために政府が出した緊急事態宣言を受け、32の都道府県が施設や店舗への休業要請を決めとの報道がありました。

このうち8割超の27自治体が「協力金」などによる支援策を打ち出しています。

宣言の対象は全国に拡大したが、感染の状況や財政事情の違いから、支援の有無や内容にばらつきが出ている状況が浮かぶとされています。

休業要請をしないと決めた9県では、「県の財源では東京や大阪などと同水準の補償はできない」「協力金は一時しのぎでしかない。臨時交付金がいくら来るのかも分からない」「県内でも地域によって事情が異なるので、一律の要請はできない」などとされているが、そのような県に流出していかないことを願うばかりです。

本県でも、知事が本日休業要請等を行うが、その際には協力金も支給することをあわせて、要請することとなります。

対象となる業種は、感染拡大防止の観点から、夜間の「三密」に該当する「接客を伴う飲食店」には、休業要請をし、それ以外の飲食店などには営業時間の短縮を要請することとなります。

県内の5千店舗ほどが対象となると思われます。

さらに、県内中小企業への融資制度枠5ヶ月

分を1ヶ月で使い切るという事態になり、県は一旦今日で打ち切り、明日からつなぎ融資、そして5月1日からは国の制度を利用して頂くことになると思います。

事業者の支援も喫緊の課題ですが、生活者の10万円給付も素早い支給対応が求められます。

9月2日「雇用へのコロナ打撃が顕著に」

今朝の朝日新聞に「求人倍率7カ月連続悪化 コロナ失職、計5万人超」の見出しと、「6月危機 派遣労働者16万人減」の見出しが並んでいます。

ここにきていよいよ新型コロナウイルスの影響による雇用への打撃が、顕在化してきました。

厚生労働省が発表した7月の有効求人倍率（季節調整値）は、前月より0.03ポイント低い1.08倍で、7カ月連続で悪化し、総務省が発表した7月の完全失業率も、同0.1ポイント高い2.9%に悪化しています。

特に、非正規の働き手が大きく減少し、新型コロナが原因の失職者が5万人を超えるなど、打撃の広がりや収まる気配を見られないようです。

有効求人倍率も、2014年4月以来、6年3カ月ぶりの低い水準で、7月は非正規の働き手が2043万人となり、前年同月に比べて131万人減少し、なかでも、6月末での契約更新をしてもらえない「6月危機」が懸念されていた派遣労働者が125万人となり、16万人減少し、比較できる14年以降で最大の減少幅となっています。

記事によると、派遣会社には、新たな派遣先が見つからなかった場合でも雇用契約を維持し、特例で拡充した雇用調整助成金を使って休業させるといった異例の対応まで求めているが、要請に強制力はなく、派遣先がなくても雇用助成金を使って雇用を維持しているケースが実際にあるかも「把握していない」とのことで、政府にはもっと責任をもった対応を求めたいものです。

また、コロナ解雇・雇い止めを人口比で見るとワーストとなったのは岐阜県で、アパレル依存の地域が危機に瀕しており、コロナ倒産リス

クの高いアパレル業が主軸の繊維の街が、コロナで深刻な痛手を負っていることなども明らかになっています。

そのような中、東京商工リサーチによると、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経営破綻（負債1000万円以上）が、本県でも地場の土木業者「児玉組」（宿毛市）の破綻によって、全都道府県に広がったことが報じられています。

6月には単月最多の103件に達し、その後は減少傾向にあったが、コロナの影響長期化により体力の乏しい企業の脱落が続いているとのことであり、さらなる支援策が求められています。

（３）調査特別委員会について

4月13日「仕事が続けられない窮状を県議会特別委員会で受け止めて」

県議会の新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会は10日に、ＪＡ県中央会、宅地建物取引業協会、社会福祉協議会、社会福祉法人経営者協議会、飲食業協会、社会保険労務士会から感染拡大の影響を聴取させて頂きました。

県社会福祉協議会からは、収入が減少した世帯への生活資金の貸し付けが増えている状況を報告されましたが、1世帯当たり最大20万円まで貸し付ける国の「緊急小口資金」の特例貸し付けは、3月25日～4月3日の間に394件（うち高知市300件）、計約6500万円の申し込みがあったそうです。

しかし、その後の4日間で、371件、6300万円と急増しており生活資金の貸し付けを必要とする人が日に日に増えています。

借り入れ理由は約60％が「自営業の減収（飲食店、建設業など）」、約35％が「勤務先の経営不振による給料の減少（警備、タクシーなど）」、その他休校となった子どもの世話などの方が約5％とのことでした。

また、支給送金が始まるまでのつなぎとして、フードバンクを利用される切実な方もおられるようでした。

さらに、高齢者や障害者が利用する福祉施設

の代表者らも、施設内の三密を避けたり、デイサービス継続への不安などとともに、「マスクや消毒液が不足しており、在庫がなくなる恐れがある。購入したくてもできない。」「施設内で感染者が出た場合に備え、防護服やゴーグルの提供を求める」「コロナ加算のようなものがあるとしてもよいのでは。」などの要望もあげられました。

飲食業関連では、レストランやバーなどの経営者5人が、「コロナに負けるな！」アンケートにもとづき、切実な窮状を訴えられました。

知事の夜間の外出自粛の呼びかけなど以来、ほとんど客足が途絶える中、いつ再開できるのか目途がたたないまま、休業せざるを得ない実態、「この状況が3カ月続けば間違いなくつぶれる」「無収入になった従業員が困って電話してきた。助けるためにお金を振り込んだが、自分自身がどこまで頑張れるか不安だ」などと訴え、テナントの家賃補助など支援が訴えられました。

雇用調整助成金などをはじめとして、さまざまな支援給付の申請をしたくても、商工会などに入っていない飲食店も多く、情報がえられず、その煩雑さに手が止まってしまっているとの声も共通しており、「制度の周知徹底と申請の簡素化」も強く訴えられました。

4月24日「県議会コロナ対策調査特別委員会で知事に要望」

これまで、5回の検討と2回の協議を重ねてきた新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会では、2020年度県補正予算案への反映を念頭に、新型コロナ対策に関する要請書を取りまとめ新型コロナウイルス感染症対策本部長である浜田知事に提出しました。

県民生活が「危機的な状況となっている」中、各業界・団体から幅広くヒアリングを実施し、各会派から独自の調査によって反映すべき課題を盛り込んで、「感染拡大防止」「家庭支援」「事業者支援」「感染拡大防止時期における災害発生時の対応」「事態収束を見据えた経済対策」の5分野別に仕分けて要望を取りまとめ、事業者への家賃助成の検討、学生への学業継続の支援など55項目を要望しました。

会派として、意見反映を求めた中にコロナ禍を災害と捉えた取り組みとして「感染症の拡大を災害と捉えることによって、災害対策関連法制を活用し、さらなる感染症拡大防止、生活等の支援を行うことが可能となるよう、国に働きかけること。また、いつ集中豪雨や南海トラフ地震など自然災害の発生があるか分からない中で、感染拡大リスクの回避可能な避難行動・避難場所確保・避難生活のあり方について早急に検討すること」との要望を求めましたが、残念ながら一部会派の合意が得られず、「感染拡大防止時期における災害発生時の対応」として「集中豪雨や南海トラフ地震など、いつ発生するか分からない自然災害に備えて、感染拡大リスクの回避のための避難行動・避難所確保・避難生活のあり方について、早急に検討すること。」とに変更されてしまいました。

今後も、この課題の重要性について、継続して議論を深めることを申し添えました。

また、特別委員会は、今後も調査・検討を継続しながら、続く要望を取りまとめていくことを確認しております。

1月19日『第四波』へ、高知医療センターの代替医療機関の必要性」

本日は、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会が開催され、高知医療センター島田病院長から「医療提供体制の確保について」の報告を受け、総務部長からは「地方創生臨時交付金の活用状況と今後の見込み、国の三次補正の概要等について」報告をいただきました。

島田院長からの報告は、12月に入ってから第3波によって、医療崩壊の寸前まで至っていたことなどについて、危機感を持たざるを得ない状況が報告されました。

また、第4波も想定した対応を考えておかなければならない、そのために医療センターで経験したことを今後の高知県の医療体制の拡充の中で図らなければならないと言わざるを得ません。

とりわけ、12月20日以降、中等症・重症患者の割合が増える中で、1病棟閉鎖していたことに加えて救急ICUを使用開始する、さらには、1病棟減床運用を行うなど看護師の確保

をすることや救急ICU病棟をコロナ重症患者に、転用使用をするなど重症者増加の対応に、三次救急の一部抑制、通常診療の縮小の可能性などが迫られたが、院内で可能な限りの調整対応しながら、救急医療と手術を維持し、崩壊を回避したものの、今後の増加の事態への対応も限界に来ており、望むべくはもう一つの代替医療機関が確保されるべきではないかということなども訴えられていました。

各議員から様々な質問・要請もなされましたが、私からは入院調整中の自宅待機における患者さんへの対応、さらには家庭内感染を抑止するための対応等についてもお聞きする中で、保健所において自宅療養のあり方を丁寧に指導したり、自宅待機中の症状の把握に努めるなど行ってくる中で、第4波に向けての入院調整者が増えた場合などに向けて、自宅療養のためのしおり・マニュアル的なものの作成が健康政策部から示されました。

医療センターとしては、今後に向けて感染症対策は保健医療計画上の事業と位置づけるべきで、医療センターでもヒト、モノの体制整備が充分でないことが判明し、平時からの準備が重要である。そして、長期戦となる感染症対策を練る必要があることが強調されました。

地域住民への平時からの啓発活動を災害対策と同じレベルで継続するという事なども含めて、まさに新型コロナウイルス対策は災害と酷似している観点から平時からの備えの重要性が訴えられました。

感染防止のためには、これらのことを踏まえた今後の県の保健医療体制の拡充が求められていると言わざるを得ません。

また、特別委員会では桑名委員長から、「コロナ対策は中長期的な対応が必要で、感染対策を県民運動とするため」との観点から議員提案の条例制定の提案がされました。

「県民の会」としては、条例のあり方について、既に制定されている11都県では、その多くが執行部提案によるものであり、本県において執行部が条例の必要性をどう考えているのか、また特措法改正の国会審議がされていることなども踏まえて、条例制定の前提となることについて、県民の理解が得られることが大事で

あり、そのためにも執行部からの意見聴取の上、進めていく必要があるとの意見を述べました。

その後、条例案の協議の場に参加して、検討に入りました。

(4) 関連法制等について

5月9日「コロナに災害法制の適用で、感染拡大防止・生活支援拡大」

高知新聞夕刊に「コロナに災害法制適用を」との見出しで、これまでも下知地区で防災講演会の講師も務めて頂き、親交のあった日弁連災害復興支援委員長の津久井進弁護士らが新型コロナウイルスの感染拡大を「災害」と捉え災害関連法制を適用すべきだという考えを提唱し、提言書にまとめて政府に働きかけたことが報じられています。

新型コロナウイルスの影響で売り上げが減った東京のタクシー会社が運転手約600人を解雇との報道に衝撃を受けたことをきっかけに、激甚災害法に基づく指定地域内の特例を適用すれば、休業している会社の従業員は雇用保険から失業手当を受けられることになっており、東日本大震災や昨年台風19号でも同様の対応が取られたと言われます。

また、災害救助法を応用すれば、食料品・飲料水・生活必需品の提供、生業に必要な資金などの給与や貸与、避難所の供与としてのホテル宿泊も可能になるし、族に支給する「災害弔慰金」なども有効な支援になり得ると指摘します。

私も、県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の要望の中に、「感染症の拡大を災害と捉えることによって、災害対策関連法制を活用し、さらなる感染症拡大防止、生活等の支援を行うことが可能となるよう、国に働きかけること。」の項目を提案しましたが、一部会派の合意がえられず、盛り込めませんでした。

そして、立憲民主党枝野幸男代表は衆院予算委員会で、「新型コロナウイルス感染症の拡大と拡大を防ぐための社会経済活動の停滞」について、災害救助法の「災害」を適用すべきだと訴え、「災害救助法を使えば、いま仕事を失い、生活の拠点を失っている人たちに、住まいも、

食料も、生活必需品も供給することができる」と主張したが、新型コロナ担当西村経済再生相は「法制局と相談したが、災害救助法の災害と読むのは難しいという判断だ」と説明し、「地方創生臨時交付金で各都道府県知事がそれぞれの地域の事情において対応できる」と現行の施策で対応できるとの認識を示しました。

記事では、津久井弁護士は「国は制度を柔軟に運用するため知恵を絞って欲しい」と述べていますが、災害関連法制を活用し、さらなる感染症拡大防止、生活等の支援を行うことが可能となるとの提言を具体化させるために、国民、各自治体からの声を政府に届けていくことが必要です。

7月10日「コロナ感染症対策に、なぜ『災害対応』が求められないのか」

これまでも、取り上げてきた日弁連災害復興支援委員長の津久井進弁護士らが新型コロナウイルスの感染拡大を「災害」と捉え災害関連法制を適用すべきだという考えを提唱し、提言書にまとめて政府に働きかけましたが、このことをさらに、政府に本気で取り上げて頂きたく地方自治法第99条の規定により、下記の意見書案を提出し、昨日の閉会日本会議で賛成討論を行いました。

県議会新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の要望の中に、「感染症の拡大を災害と捉えることによって、災害対策関連法制を活用し、さらなる感染症拡大防止、生活等の支援を行うことが可能となるよう、国に働きかけること。」の項目を提案したり、5月臨時議会での意見書案提出を他会派に働きかけてきましたが、内部での検討を待ってもらいたいとのことで、6月定例会を迎えました。

結局は、自民党、公明党、一燈立志の会は反対し、少数否決となりました。

国民が力をあわせて立ち向かう新型コロナウイルス感染症に対して、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ様々な激甚災害を経験し、それを乗り越えようとしてきた教訓の蓄積を災害対応として生かすことが、コロナ禍に対する有効な対策となるものであるとの考えから、具体例などをあげて、その必要性を訴えました。

新型コロナウイルス感染症と向き合い感染リスクを抑えるための「新しい生活様式」での暮らしと働き方、厳しい中での社会経済活動の再開・回復に向けて懸命に取り組まれている県民の思いを受け止めて、高知県議会において、この意見書を決議するというのが、県民の為に、一層要望に応え、感染症の拡大防止の対策とコロナ禍における生活・生業再建支援に全力を尽くすことにもつながるので、同僚議員の賛同を働きかけましたが、残念でした。

今後も、いろいろな形で、その意義を上げていきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症対策に「災害対応」を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症に、国民が力をあわせて立ち向かう中で、阪神・淡路大震災や東日本大震災をはじめ様々な激甚災害を経験し、それを乗り越えようとしてきた教訓の蓄積を災害対応として生かすことは、有効な対策である。新型コロナウイルス感染症の拡大は、災害対策基本法第2条1号が定める「異常な自然現象」と解することは可能であり、この感染症の拡大という事象を「災害」と捉えて、現在の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策のほか、災害対策基本法やその他の災害対策関連法制を活用することで、さらなる感染症の拡大防止、コロナ禍に対する生活等の支援が可能となる。

法制度の生かし方としては、「直接適用」だけではなく、「法改正」や「準用」、「政令等による拡張」、現場の「弾力的運用」、同種の仕組みを要綱化した地方自治体への交付税など取り得る方法は多様に存在しており、これまでの災害の経験に学び、先例に基づく知恵を凝らし、有効な新型コロナウイルス対策を講じることは、可能であると考えます。

政府は、「激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例」にならって、第2次補正予算に、「みなし失業給付」に代わる新制度の創設を盛り込まれた。

また、災害救助法を参考に、コロナ禍での生活困窮者に対して、在宅避難者とみなし、食料、飲料品、生活必需品を給与したり、コロナ禍で住宅確保困難者に、避難所として宿泊施設を供

与したり、生業に必要な金銭や用具の給与・貸与を行ったり、学用品給与として、生活困窮世帯にネット環境を整備することなども可能となる。

これらのことから、現在の危機に立ち向かうためには、形式的な「災害」の定義にとらわれず、臨機応変に、その仕組みを新型コロナウイルス感染症対策として緊急的に転用するなどして積極的に活用することを、政府に求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する

1月27日「新型コロナウイルス感染症対策関連条例の制定論議」

27日は、19日に開催した新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会で議題となった新型コロナウイルス感染症対策関連条例の制定に対する執行部の見解について、質疑を行いました。

県としては、昨年5月臨時会で問われた新型コロナウイルス感染症対応の条例制定について「直ちに条例制定が必要な状況にはないと考えているが、事態の収束後に一連の感染症対応を検証する必要の中で、国の法制の整備の状況も踏まえながら、こうした条例制定の必要性あるいは有効性について研究をしていきたいと考えている。」との答弁していたことから、その後の対応についての質疑もありました。

執行部からは、「その後の必要性・有効性について研究も行ってきたが、県民の自主的行動によって感染拡大の抑制に成果を上げてきたことから、条例制定にまで踏み込む方向性とならなかった。また、第3波に対しても、事業者や県民の皆さんのご協力で、取組の成果を上げつつあり、条例がないと何かが進まないということもなかったもので、現時点では条例制定には踏み込んでいない。しかし、議員提出による条例制定には、意義もあると考えている。」などの見解が示されました。

私の方からは、議員提出の条例を制定した後に執行部としても条例の必要性・有効性のもと制定しなければならないとの判断に至った場合どのような形を考えているかとの問いに対し

て、執行部からは「内容によっては、別だての条例を策定すると言う場合もあるし、議員提出条例の一部改正をすると言う場合もあり、議員提出による条例が先行してあっても問題はない。」との考え方が示されました。

県民の会では、特措法の改正の状況も見ながら、県民に対して条例制定の必要性を理解してもらえるような位置づけも明確にすることを前提に、特別委員会で議論していくことに同意したが、会派によっては、執行部見解を持ち帰り再度検討するとの発言もあり、2月1日の特別委員会で特別委員会でまとまってとりまとめるのではなく、参加可能な会派で、検討することとなりました。

(5) その他のコロナ関連課題

4月3日「新型コロナ禍を回避する事業所の連携・BCP」

新型コロナウイルス感染症の影響で、業績が悪化した企業に対して、融資の受付が始まったりと、それなりの支援が始まっているが、関西の中小企業団体では、業績が悪化した企業の従業員を、「社員に雇用の不安なく働いてもらいたい、」との思いで、余裕のある企業で一時的に働いてもらう取り組みを始めているそうです。

受け入れ側にとっても人手不足が解消されたり、社外の人材から刺激を受けたりできる利点があるということで、一般社団法人ミライ企業協議会に加盟する大阪府と兵庫県の企業21社が参加して行うとの報道がありました。

報道によると協議会加盟企業の中には、例えば飲食や小売りでは販売が6～7割減ったところもあるが、冷凍食品の製造機械をつくる企業は売り上げが伸びたということで、加盟企業の間では、経営者だけでなく従業員どうしも顔見知りなことが多く、今回の取り組みを思いついたとのことでした。

平時から、このようなネットワークで繋がっておくことなどが、いわゆるBCPの1つではないかと思ったところです。

昨年から、東日本で被災した中小企業の復興

の記録DVDと制作者の(有)SORA1の田中敦子さんに学ばせていただく中で、下知地区での勉強会で出された意見などもふまえて、あらたに制作して下さった中小企業のBCP策定に特化したDVD『東日本大震災に学ぶBCP策定の教訓』を届けていただきました。

災害への備えとして、事前に地域や業種での密なネットワークは、今回のような事態にも役立つことに繋がるのだということも感じさせていただいているところです。

このDVDは小企業をも対象にした、具体的な事例で分かりやすくBCP策定を紹介したもので、全国でスタートする、商工会、商工会議所による「BCP策定の指導」に役立つ映像テキストです。

このDVDと既刊の「被災地の水産加工業経営者たちの戦いの記録」6巻セット、「被災地の水産加工業『あの日から5年』」との抱き合わせで販売もされています。

ぜひ、未災地の高知であらかじめ学び備えておく必要がある課題です。

6月26日「県コロナ対策本部会議『議事録』必要」

本日付読売新聞では、都道府県の新型コロナウイルス対策本部会議の中で、9県が議事録を作成していなかったことが報道されていました。

その9県の中には、本県も入っており、大変残念な思いがしました。

政府が、公文書管理法に基づく行政文書の管理指針で、「歴史的緊急事態」に指定し、政策の決定を行う関連会議では議事録の作成を義務づけていたにもかかわらず、作成されていなかったとのことで批判を受けていましたが、同法は自治体にも文書の適正な管理について必要な対策を講じる努力を求めています。

対策本部会議では35都道府県が発言者を明記し、すべての発言や議論の過程の分かる概要を記録した議事録を策定しており、3県は作成中で、本県も含めた9県が作っていないとのことでした。

県の対策本部の事務局を担っている危機管理部に尋ねてみると、本県対策本部会議は公開と

しているし、資料も事後にホームページ上に掲載しており、各部長から意見を聞いた本部長たる知事から「指示事項」を出す場合は、記録を取りその公表も行っているとの説明でしたが、公開していれば議事録を作成しなくてもよいとの認識は、県民に理解されるものではないでしょう。

公開されているからと言って、県民の多くが傍聴できるわけでもないし、マスコミにも公開されているからと言って、議事が全て記事になるわけでもないし、「指示事項」を出す課程でどのような検討がなされたかは、今後の感染拡大期への議論や後年の感染症対策検討の際や、将来検証のために必要となるはずです。

県は、今後会議が開かれる場合は、議事録を作成していくつもりだとのことですが、これまでの録音データ等があれば、遅ればせながらも議事録を作成しておく必要があるのではないかと考えます。

11月11日『結果オーライ』ではすまないコロナ対応の検証を」

これまでに、「アベ・コロナ対策は『場当たりの判断の積み重ね』」と題して、新型コロナウイルス感染症への政府の取り組みを検証した「新型コロナ対応・民間臨時調査会」（コロナ民間臨調）が8日、全国一斉の休校要請や緊急事態宣言の発出など半年間の一連の施策を「場当たりの判断の積み重ねだった」と報告書で指摘したことについて、記していますが、この「新型コロナ対応・民間臨時調査会」の「調査・検証報告書」を入手しました。

そして、この報告書の序文「なぜコロナ民間臨調をつくったか」に見られる記述から「場当たり、結果オーライ」で、済ませてはならないことが多々見受けられます。

「たまたま今回は何とかしのいだ。しかし、それは偶然の産物ではないのか。この間の効果は1回こっきりのことで次には期待できないのではないか……こうした不安感が拭いされない。」

「当初の不確実性のうちどの不確実性の霧が少しでも晴れてきたのか、どのような対策がどんな成果を上げたのか、うまくいかなかったの

か、なお不確実な点はどこか、それらを検証することで新型コロナウイルスの次の大波とさらにはその後のより手強いパンデミックによりよく備えることもできるだろう。これまでの取り組みのうちベストプラクティスは何か、うまくいかなかった点はどこか、それはなぜなのか、課題は何か。それを知っておくことは日本にとって、また世界にとって重要な手がかりを与えるはずである。それを政府は独立した民間のシンクタンクが行うことの意味もあるはずである。」

「感染症は、私たちの健康と生命、生計と生活、そして自由と人権を破壊する恐ろしい脅威であること、そしてそれはまさに国家危機管理と国民安全保障の課題そのものであることを私たちは今回、思い知らされた。その観点から見れば、日本の備えは足りないことだらけではなかったのか。」

序文の筆者は、福島原発民間事故調査報告書の最終章に記した「同じ危機は二度と同じようには起きない。同じ運は二度と同じようにはやっつこない」という警告をが念頭を離れなかったといえます。

「第4部総括と提言」にある官邸スタッフとのヒアリングで、官邸中枢スタッフのひとりとは「その混乱の実態をより直截にこう総括した。『泥縄だったけど、結果オーライだった。』」と述べたことについて「場当たりの判断には再現性保障されず、常に危うさが伴う。実際に、日本の第一波対応の舞台裏からは、多くの危うさや課題が浮かび上がった」と記しています。

12月12日「コロナ禍赤点の国で『異議申し立てを自粛してはいけない』」

11月19日に開催された公開講座（有料）のリモート講演のアーカイブを聴講しました。

講師は農業史や食の歴史を研究されている藤原辰史さん（京都大学人文科学研究所准教授）で、テーマは「コロナ後の社会を生きる指針—異議申し立てを自粛してはいけない」でした。

藤原さんは、岩波新書「コロナ後の世界を生きる—私たちの提言」に「パンデミックを生きる指針—歴史研究のアプローチ」を書かれており、ぜひとも聴講してみたいと思っていたので

良い機会でしたが、期待に違わぬ内容でした。

日本は、新型コロナウイルス感染症による「抜き打ちテスト」を受け、「大規模自然破壊（と気候変動）」「非正規雇用労働形態の脆弱さ」「言葉の破壊」「人文学・文化の軽視」「男性中心社会の暴力性」「都市と大企業への一極集中」など「新自由主義の問題の露呈」によって赤点を取らされてきた。

こういう社会を変えようとしてもしないままに、コロナで起こったことは、今までの問題が明るみに出たことに過ぎないのである。

第2、3波に向けて、「Go To」とか経済活動回復ばかりをするのではなく、命を守る支援のために何が必要かを考えておくことが、政府が優先すべきことだったのではないかなど、ペストやスペイン風邪の歴史などに学びながら、今の社会で何に注目すべきか、そして、今こそ異議申し立てを止めないことなどが大事であることなど貴重な提起がされました。

藤原先生の「パンデミックを生きる指針—歴史研究のアプローチ」の最後に次のような下りがあります。

「危機の時代は、これまで隠されていた人間の卑しさと日常の危機を顕在化させる。危機以前からコロナウイルスにも匹敵する脅威に、もう嫌になるほどさらされてきた人びとのために、どれほど力を尽くし、パンデミック後も尽くし続ける覚悟があるのか。皆が石を投げる人間に考えもせず一緒にあって石を投げる卑しさを、どこまで抑えることができるのか。」と問われていることに、我々がどれだけ応えていけるのか、そして、異議申し立てをし続けられるのか、腹をくくりたいものです。

2 南海トラフ地震等災害対策の調査研究について

（1）地区防災計画制度について

11月5日「津波防災の日に災害と向き合う地域と交流」

11月5日は、「世界津波の日」「津波防災の日」でした。

1854年11月5日、安政南海地震の際に太平洋岸に大きな津波被害があったことにちなみ、東日本大震災を契機に2011年に我が国で制定され、2015年には国連でも「世界津波の日」として定められたものです。

今年は「津波防災の日」スペシャルイベントとして、「津波防災の日ウェブシンポジウム」が開催され、基調講演を東北大学災害科学国際研究所・今村文彦先生から頂いた後、「津波防災に取り組む地域の取組紹介&意見交換」コーナーがあり、私たち下知地区メンバーも全国4地区（徳島県美波町伊座利地区、高知県黒潮町浜町地区、静岡県伊豆市土肥地区、北海道斜里町ウトロ地区）の皆さんとオンラインで登壇させて頂きました。

「防災も地域づくり」の伊座利地区、「かかりがまし（黒潮町の言葉でおせっかいの意味）」の浜町地区、「観光防災まちづくり」の土肥地区、「逃げ切ろう・助けきる」ウトロ地区、そして私たち「災害に「も」強いまちをめざす」下知地区の順番で報告させて頂きました。

各地区の地域特性に応じた取組に学ばせて頂くことの多い、ウェブシンポジウムとなりました。

それぞれの地域特性はありながらも、共通しているのは人と人とのつながりであるし、日頃から地域を大事にして、平時のコミュニティが災害時に「も」力を発揮して、地域と人を災害からどう守るかということを考えられている計画だと感じたところです。

最後に、アドバイザーの加藤孝明先生が5つの地域からの報告を受け、共通する課題や教訓などについてまとめていただきました。

全てがこのことに尽きると言うふうにも思いますので、以下に掲載させて頂いて、報告したいと思います。

1 時代の最先端地域は過疎地域だ。過疎地域に学ぶ

1 総合的に考える、解く

・防災「も」、防災=福祉、観光+防災、災害に「も」

2 地域の資源、人の力を最大限活かす

・そのヒントが満載

2 「全国スタンダードを適用する」はほぼ無

意味かも、地域特性を踏まえた独自の取り組みを考える

・→既成概念を超える、「既成概念は書き換えられるために存在する」

・→地域の誇りの醸成情勢→地域の持続可能性を高める

3 自然な形で普段の暮らしの中に防災の取り組みを埋め込む

・→防災の取り組みの持続性を高める

4 「今できること」と「今後、取り組まなければならない課題」をきちんと区別して共有する

・→自立発展性を高める

・←行政の地域防災計画が学ぶべき

5 一定のリスクを許容(覚悟)した上で、前向きに考える

1 1月14日「下知地区防災計画動画撮影」

1 1月5日、「世界津波の日」「津波防災の日」には、内閣府の「津波防災の日」スペシャルイベント「津波防災に取り組む地域の取組紹介&意見交換」コーナーへのオンライン登壇に続いて、14日には、「下知地区紹介動画」撮影が、アドバイザーの鍵屋一先生をお招きして、下知コミュニティセンターで、2時間ほどかけて行われました。

7人の地域の参加者と高知市職員が地区防災計画を作った時の大変さや良かったこと、課題などを踏まえて、全国のみなさんへ伝えたいことなどについての話を撮影されました。

そして、私が前回10分で報告した地区防災計画の紹介をさらに短縮し、8分以内で報告しました。

それらを受けて、アドバイザーの鍵屋一先生から下知地区防災計画についてのコメントを頂きました。

鍵屋先生がおっしゃった「策定からこの3年間で、計画を、人を、コミュニティを深く耕している」というコメントを頂きましたが、この言葉をしっかりと受け止め、今後も「これからも災害に『も』強い、魅力のある街をめざして」地区防災計画の具体化を図っていきたいと思います。

現在は、内閣府の「津波防災特設サイト」に

私たちも出演した下知地区の動画がアップされています。

(2) 避難行動要支援者対策について (議会質問に反映)

8月22日「災害時の避難行動要支援者と福祉との連携を急いで」

18日の共同通信の「災害時の高齢者避難、福祉と連携 内閣府、「個別計画」の作成促す」との配信記事が高知新聞一面にありました。

災害時に自力避難が困難な高齢者や障害者らが逃げ遅れるのを防ぐための対策の拡充が求められています。

具体的には市区町村に対し、ケアマネジャーら福祉職と連携を強化し、一人一人の避難方法を事前に決めておく「個別計画」を作成するよう促すということで、兵庫県や大分県別府市のケアマネジャー等による平時のケアプラン作成の延長として「個別計画」づくりにもあたってもらい、その分の報酬を支払うことで協力をえているという事例を参考に検討するというものです。

個別計画は、避難行動要支援者一人一人の心身の状況を考慮して、対象者の避難ルートや避難場所、手助けする支援者などを明記するもので、その策定状況は昨年6月時点で名簿に載った全員の計画を策定してた市区町村は全体の12%に止まっているそうです。

7月の豪雨被害に遭った熊本県では死者約70人のうち、8割超が65歳以上であり、過去の災害も同様の傾向にあり個別計画策定の実現が急がれます。

下知地区でも、要支援者名簿を片手に、訪問をしている状況ですが、防災会の役員だけでは限界もあります。

以前から、福祉職の方との連携を強調して中、県も「一部の地域では、ケアマネジャーや相談支援専門員などの専門職と連携し、専門的な視点も加えた個別計画の策定に取り組んでいるところもある」と承知をしております。こうした取り組みでは、避難行動要支援者と地域との関係が希薄な場合であっても、要支援者と

の信頼関係を築いている専門職が地域とのつなぎ役となり、円滑な個別計画の策定につながっているケースもある」との受け止めをされていることから、本県でも内閣府の拡充策をしつかりと受け止めて、地域の取り組みの支援を進めていただきたいものです。

9月15日「避難所における要配慮者支援のガイド活用を」

災害時に設置される避難所で、高齢者や障害者ら配慮が必要な人への対応をまとめた支援ガイドを高知県が冊子としてまとめ、5千部作成し、市町村を通じて自主防災組織や避難所に配布されています。

2017年12月定例会で、「要配慮者及び避難行動要支援者への避難支援対策として、「みんなで逃げる みんなで助かる（災害時要配慮者の避難支援の手引き）」を作成していただいておりますが、もっと具体的でわかりやすいパンフレットを作成して、全ての津波避難ビルや緊急避難場所に常備し、受け入れる側の支援体制を整備するための、日ごろの勉強会や訓練を全てで実施するための支援の仕組みができないか」と質問して、当時の地域福祉部長から「要配慮者のニーズに応じてさらなる対策を講じていく必要があるものと考えており、議員のお話にありました要配慮者等への支援の方法をわかりやすくまとめたパンフレットの作成や、それを活用した訓練の実施、施設の改善や必要な資材の整備も含めまして、要配慮者の方々に対します緊急避難場所などでの支援のあり方について、市町村とともに検討をしてみたい」との答弁を頂いていましたが、その具体化でもあろうかと受け止めています。

14タイプの障害種別など（高齢、認知症、肢体不自由、視覚障害、聴覚、音声・言語障害、盲ろう、精神障害、知的障害、発達障害、内部障害、難病、妊産婦、乳幼児、化学物質過敏症の方）と感染症対策について、見開きの2頁にまとめられています。

今後の避難行動要支援者対策に活用していけたらと思います。

（3）地域防災・災害ボランティアについて

3月24日「学生災害ボランティアの多様な『継続性』に期待」

昨年7月に発生した九州の豪雨災害では、新型コロナウイルスの関係で県外ボランティアによる支援が困難となり、被災地での家屋の後片づけや災害廃棄物の処理が著しく遅れている中で、必死に支援活動を行ってくれている県内の大学生や高校生、若者たちの活動を、経済的に支援するために立ち上がった学生災害ボランティアを支援する会の呼びかけで、昨年、わずかですが、支援させて頂きました。

今回3月22日、第一回学生災害ボランティア活動報告会があるとのことをご案内を代表の室崎益輝先生から頂き、オンラインで聴講させて頂きました。

10団体の報告が予定されていましたが、私は時間の関係で、熊本学生災害ボランティア、熊本県立大学あしきたい、熊本学園大学社福災害学生ボランティアグループ、秀岳館高校生徒会、熊本大学D-SEVEN、西九州大学OKBASE、天ヶ瀬まちづくり部などの報告を聞かせて頂きました。

その内容は、多岐にわたっており、マスクづくり支援などから、子どもたちへの学習支援、復興のまちづくり、生まれ育った故郷だから何とかしたいなど、「やれることをやる」という強い思いがその行動に表れていたように思います。

しかも、コロナ禍のもとでできる工夫は、若者だからこそというものも感じさせられ、それが高齢者を元気づけていることも感じさせられました。

室崎先生が最後に、「継続性」と「連携性」を強調され、次の被災地支援もできるような学生相互の緩やかなつながりをとのご指摘は大変大事で、高知の高知大、県立大、工科大のそれぞれの団体にもそんなつながりに参加して頂きたいし、私たちもそこでの「連携性」を大事にさせて頂きたいと思ったところです。

(4) 防災教育について

11月30日「小学生の防災教育とつながって」
私の住む下知地区にある昭和小学校とは、日頃から交通安全活動と防災活動を通じて交流しています。

特に、下知地区減災連絡会は、昭和小学校の防災教育のお手伝いをしたり、下知地区減災連絡会の取組とも連携頂いたりしています。

11月12日は、午後から昭和小学校の特別支援学級で下知地区での想定被害や防災のお話をさせていただきました。

持参した避難バックの中に入れている防災グッズを並べていたので、生徒たちはそちらのほうに関心が向いて、話の後それぞれのグッズについて質問や使い方を教えたり大賑わいでした。

子どもたちが防災教育の授業で作っている防災ポーチの中身についても点検をさせていただくなど貴重な時間を過ごさせていただきました。

そして、26日には、5年生の総合学習の時間に約110人の生徒さんを前に、下知地区の防災課題についてお話しさせていただきました。

5分ほどしか質問時間がとれませんでした。5人の生徒さんから、「避難袋で何を持ち出すのがいいのか」「トイレの凝固剤」などについての質問を頂きました。

さらに、27日には、ひまわり学級の生活単元学習として「非常食カフェを開こう～南海トラフ地震に備えよう～」に「防災学習にとりくむ」「災害時に役立つポリ袋調理に挑戦」「みんなで力を合わせる」の中の「防災学習」を担わせていただいたことで、参加させて頂きました。

単元の目標として、「防災に関心を持ち意欲的に活動する」「非常食カフェオープンに向けて力を合わせて準備する」「一人一人が協力しあいながらカフェでの役割を果たし、お客さんに喜んでいただくことで達成感や満足感を分かち合う」ことを目標とされていましたが、その全てが達成されているように私自身は感じまし

た。

市内の他の小学校の特別支援学級の先生方もこられており、カフェが終了した後は、先生方で授業についての意見交換・研究をされていました。

12月15日には、恒例の下知地区減災連絡会が案内役で、5年生の皆さんの津波避難ビル巡りが行われますが、このような連携が防災・減災の担い手育成に繋がることだと思っています。

2月6日「昭和小防災オープンDAYでの学び」

6日は、「昭和小防災オープンDAYへ」が開催され、準備から参加まで有意義な時間を過ごさせて頂きました。

この防災オープンDAYは、想定される南海地震・津波を想定し、昼休み時間帯にどこにいても生命及び身体の安全を考えて行動する態度を養うとともに、校舎の上階、屋上に全員が安全に避難できるようにし、地域の方々保護者と一緒に避難行動及び避難経路の確認をすることによって、防災に対する意識を高め、災害予防の心構えや必要性について認識を深めることを目的に行われるものです。

しかし、コロナ禍の対応として密になる避難行動は避けなければならない、子どもたちはそれぞれの場所での身を守る行動、そして地域の方や保護者の皆さんは避難場所となる校舎に向けて避難することとなりました。

そのために、3階に受付場所を構えて、感染症対応した上での避難受付等も行いましたが、保護者の方は授業参観前でもあり、避難行動をとっていただいた方が80名近く居られて、感染症対応の避難受付はどのようなものか体験していただきました。

その後、体育館で5年生による命を守る防災プロジェクト、4年生による下知ネギの研究発表などに続き、それぞれのブース発表などが行われました。

防災オープンDAYの案内チラシには「私たち5年生は、1年間防災学習に取り組んできました。やえもん公園へ行ったり、津波避難ビル巡りをしたり、命を守るために自分たちにできる事は何かと学習してきました。このことを家

族や地域の人など身近な大切な人に伝えたいです。たくさんの人に防災減災の大切さを感じてもらえたら嬉しいです。ぜひ、お越しく下さい。」とのメッセージが書かれてありましたが、そんな強い思いが現れた学習発表であり、ブース発表であったように思います。

5年生のあるブースでは、下知地区減災連絡会の事について発表してくれていましたが、「下知地区防災計画」の事なども調べた上で、発表パネルを作られていました。

さらには、地域の防災公園でもあるやえもん公園を訪ねて調べたことのパネルや、津波避難ビル巡りのパネルなど地域の方や保護者の方にもしっかりと学んでいただきたいそんな内容でした。

また、4年生の下知ネギ研究は、地域で古くから栽培されてきた土佐の伝統野菜である下知ネギを実際に育てて、どのような活用するのか、非常食までつながるようなレシピ作りや店舗での活用、さらにはキャラクター作りやネギダンスと多岐にわたる発表となっていました。

下知地区減災連絡会としては、地域の皆さんとともにダンボールベット作りや命を守るロープワーク講座などのブース発表させていただきましたが、子どもたちも大変関心を持って参加してくれました。

子どもたちの熱心な学びと実践と発表。

この取り組みをその学年の時だけの取り組みに終わらせるのではなく、継続的な防災学習として積み重ねていただけたら、保護者の方を通じてさらに地域と繋がれるのではないかな、そんなことが期待される一日でした。

(5) コロナ禍と自然災害について

4月16日「新型コロナウイルスの感染リスクをさける避難所環境で備える準備も」

今日は、熊本地震の本震から4年目ですが、まだまだ復興は道半ばで、未だ約3千人の被災者が仮設住宅での生活をされています。

そんな復興に影を落としている新型コロナウイルス感染症と向き合う中で、よく話題に上るのが、今、大きな自然災害が襲ってきたらどう

するのかということです。

その矢先、三日前の大雨で千葉県鴨川市などに避難勧告が出されました。

「出歩くな、三密を避ける」との一方で「避難せよ」との働きかけに、住民は困惑したとされています。

「リスク対策.com」に、私たち下知地区防災アドバイザーでもある跡見学園女子大学観光コミュニティ学部鍵屋一先生が、「福祉と防災」について連載中です。

14日には、「新型コロナウイルス感染症と危機管理『トップがなすべきこと』市町村長の提言に学べ」と題した記事を書かれていました。

昨年4月10日、熊本地震、東日本大震災、大雨被害など、最近の大規模災害で被災した15人の市町村長の提言「災害時にトップがなすべきこと」から重要な項目として、以下のよう

なことを紹介してくださっています。

それは、「自然の脅威が目前に迫ったときには、勝負の大半がついている。大規模災害発生時の意思決定の困難さは、想像を絶する。平時の訓練と備えがなければ、危機への対処はほとんど失敗する」「市区町村長の責任は重いが、危機への対処能力は限られている。他方で、市区町村長の意思決定を体系的・専門的に支援する仕組みは、整っていない」「判断の遅れは命取りになる。特に、初動の遅れは決定的である。何よりもまず、トップとして判断を早くすること。人の常として、事態を甘く見たいという心理が働き、判断が遅れがちになる」「命を守る」ということを最優先し、避難勧告等を躊躇してはならない。命が最優先。空振りを恐れてはならない。深夜暴風雨の中で避難勧告等を出すべきか悩みが深い、危険が迫っていることを住民に伝えなければならない」ということなどで、「ここで書かれている災害を新型コロナウイルス、市区町村長を政府、避難勧告を緊急事態宣言に置き換えれば、驚くほど当てはまるのではないか。」とされています。

そして、新型コロナウイルス感染症が完全な収束を迎える前に、梅雨や台風が発生する出水期がやってくるし、突然の地震などが起きたらどうするのか。

また、避難する避難所は、感染を拡げる「三

密（密閉、密集、密接）」になりやすいわけで、かつて、阪神・淡路大震災では季節性インフルエンザで多くの関連死が発生したことも紹介されています。

避難所では、咳エチケットを守ることは容易ではないし、今の物資不足の中で、マスク、手洗い、アルコール消毒など物資は絶対的に不足することでしょう。

さらに、人と人との間を2mにすれば、体育館等での収容人員は圧倒的に減るし、風雨が強いときに換気のために窓を開けることもできないとすれば、避難所を大量に確保する必要があります。

鍵屋先生は、「第一に避難所への避難者をできるだけ減らす対策が必要であり、ハザードマップなどを見て避難する必要のない人は避難所に行かない、避難の必要な人も可能ならば近くの知人、または遠くの親族などに行くなどである。そのための説明チラシの配布などを早急に実施する必要があるだろう。」と指摘されています。

次に、「避難所の環境ができるだけ三密（密閉、密集、密接）にならず、また感染症が広がらないよう、対策を準備しておくこと。」を備えておき、第三に、「新型コロナウイルス感染症に特に弱い要配慮者を個室で受け入れる福祉避難所を拡充すること。ホテルや旅館等は、このような要配慮者を優先的に受け入れるように運用する。」ことをすすめられています。

自然災害が起きてからでは間に合いません。今から、そのような準備にも取りかかっていることが、求められています。

この備えが、災害時より多くの避難所確保とその環境を改善していくことにもつながることになるのではないかと考えさせられました。

7月3日「コロナ災禍は災害とみでの対処を」

今月号の「地方自治を創る実務情報誌・月刊ガバナンス」に兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科長・教授の室崎益輝先生が「新型コロナに向き合う減災と復興の取り組み」のテーマで記事を書かれています。

「今回の新型コロナウイルス災禍も災害とみて対処しなければならない」ということで、災

害対応の視点から新型コロナウイルス感染症に向き合う減災と復興のあり方を考えることを提起されています。

災害の特質は「不慮性」「破壊性」「抑止性」「回復性」「社会性」の5つで説明することができるとされており、「不慮性」と「破壊性」は被害に関わるもので、「抑止性」と「回復性」は対策に関わるもの、「社会性」は被害と対策の両方に関わるものであるとのこと。

「この災害の5つの特質の中で、社会性が最も濃厚に出てくるのが、このコロナウイルス感染だと思うが、感染症対策は大火抑制対策によく似ている」と指摘し、「初期の鎮圧に失敗して広域に広がると消防ポンプ車では包囲できなくなる。感染症も同じで被害が急速に広がると医療崩壊を招くことになる。大火の場合のゾーンディフェンスでは、隣棟間隔の確保を図ること、建物の抵抗力を高めること、地域の遮断力を高めることの3つが求められる。」が、「このうちの隣棟間隔の確保は、感染症の場合の密集・密閉・密接の三密を避ける対策に通じる」などと大火抑制対策と感染症対策を比較しながら感染症対策は、災害対策として取り組むことの必要性がこのレポートでは説かれています。

復興対策の面においても、災害復興と感染症と復興との関係についても似通っていることが提起されています。

特に、「今回の新型コロナの蔓延で社会の脆弱性や問題点が無数に顕在化したこと。自治体や企業、さらには学校の危機管理の遅れ、医療体制や医療資源さらには医療検査の貧しさ、過密と過疎を増長する一極集中の国土構造の問題点、持続性のない資源浪費社会の矛盾、高度な情報技術の取り込みの弱さなどが明らかになった。福祉や教育の結果も明らかになっている。こうした問題点の解決が、新型コロナからの復興で求められている。」と言われれば、まさにその通りだと思わざるをえません。

改めて、新型コロナ災禍も、地震や台風などと同じように、被害軽減に努め、被災救済を図り、災害復興に努めるという、災害であることの取り組みの視点を強化した取り組みを急がなければならないと考えさせられました。

9月10日『疎に集う』ことで、復興への支援や話し合いを可能に」

NPO 法人故郷復興熊本研究所主催の第2回「熊本県南豪雨災害を学ぶ」故郷復興熊本会議に ZOOM で参加しました。

NPO 代表の佐々木康彦さんをはじめ、理事の柴田祐（熊本県立大学）先生、田中尚人（熊本大学）先生から球磨村や八代市坂本など球磨川流域の復旧・復興状況などについて話題提供がされた後、ディスカッションがされました。

その中で、印象に残った発言・課題は次のようなものでした。

- ・避難所と自宅までが2時間半もかかるような遠隔避難という課題。
- ・復旧の状況が、地域によって格差がある。
- ・空き家がどうなっていくのか。解体、再建、転出などについて、議論なく拙速な結論を出す必要はない。人吉市坂本地区には、建築文化として解体するのがもったいないような古民家もある。何とか残せないかと思う。
- ・しかし、議論過程を大切にしたいとしてもコロナの影響で、集まらない。コロナ対策と言うことで、避難所内も仕切り板などで、なかば「隔離状態」が作り出されていることから、避難所に活気がないということも感じるし、復興のきっかけを取り戻すには今の状況では難しい。だからこそ、今のうちに聞き取りなどで、住民の意向調査などを行っておく必要がある。
- ・支援のあり方でも、話し合いの場でも「集まる」ことが支障になってくるかのような話があるが「疎に集まる」ということは可能ではないのか。少人数のディスカッションなどの積み重ねによって多様な検討を進めていくことができればよい。
- ・地震と水害による付き合い方・被災経験の違いがあるのだろうか。同じところもあれば、違うところもあるのだろうか。地震は被害が広域的だし、共感力は高まるのではないか。地震は水平的に被害の違いはあるが、水害は垂直的に違いが生じているのではないか。地震の場合でも津波が起きればまた、違うだろうし。地震のときより今回の水害がもやもや感があるのは、コロナの影響があるかもしれない。

・熊本地震－コロナ禍－7月豪雨－台風10号

事前避難から見えてくるものを考えてみたい。

など、多様な意見を聞くことができ、現在の熊本水害の復旧状況とこれからどのように復興の道を歩んでいく上での課題があるのか考えさせられました。

（6）避難行動・避難所のあり方について（議会質問に反映）

5月17日「感染症災害と自然災害の複合災害に向き合う避難行動・避難所運営」

今、まさに新型コロナウイルスに感染するリスクを低減させるために「三密（密集・密閉・密接）」を避けようと言われる中で、大雨などによる災害が予想される場合にどこへ避難したら良いのか、避難所開設・運営はどうするのかということが問われています。

先日の NHK クローズアップ現代でも、県立大学の神原先生などが登場した避難所の対応や、在宅避難や車中泊、民間施設への避難などマルチ避難のことなどが取り上げられていました。

また、日本災害情報学会が「新型コロナウイルス感染リスクのある今、あらためて災害時の『避難』を考えましょう」という「避難に関する提言」も公表されています。

それには、従来の「避難所に行くことだけが避難ではない」とのメッセージを発して、自宅など今いる場所に浸水や土砂災害の危険がなければ、その場にとどまる「在宅避難」も重要と指摘し、「分散避難」を選択肢にあげています。

しかし、在宅避難をできない自然災害もあるし、在宅避難が推奨されることで避難しなくてもよいとの正常性バイアスを植え付けることになったりとか様々な課題もあります。

いずれにしても、災害に対して最も厳しい環境に置かれた人の命を守ることのできる避難行動が優先されるべきあるということを前提に、多様な複合災害に向き合うことが求められています。

2015年に下知コミュニティセンターで行った状況付与型総合防災訓練で、発熱・咳症状避難者発生へのバイタルチェック、マスク着用、

持病・既往歴の確認、応急救護所内に仕切りをするなどの対応をしたことを思い出しますが、改めてこのような訓練も必要であることを痛感しています。

今回、避難所における感染症対策について、この時期に入手できるものに限界があることから、けして十分ではないかもしれませんが、高知市から使用備品として体温計、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ゴム手袋、養生テープ、キッチンペーパー、ペーパータオル等使い捨てタオルやディスポガウンなどが市内のコミュニティセンターなど25箇所の避難所に配備されました。

その後、非接触型体温計や段ボール間仕切り等も、下知コミュニティセンターにも15日に届けられましたが、運営委員会では、これまでも消毒液やマスクなどの一定の衛生用品を備えていました。

感染症が発症したときの三密を避けた滞在部屋、階、導線などスペース面での確保などは課題もありますが、今回の配備品も活用した運営など、近づく水害時期に備えていきたいと思えます。

6月10日「地震、豪雨、分散避難に多様な訓練を」

コロナ禍での自然災害との複合災害に対する避難所の見直しが改めて議論されています。

中でも、避難所での感染症対策から、避難所にありがちな「三密」回避のために、自宅など今いる場所に浸水や土砂災害の危険がなければ、その場にとどまる「在宅避難」も重要と言われ、避難所の増設はもちろんですが、車中泊や知人・民間施設への避難など「分散避難」を選択肢とすることが提起されています。

そのような中で、今までに取り組まれたことのない「車中泊避難者訓練」の見学のため日高村社会福祉センターに行ってきました。

これまでは、車中泊避難ではエコノミークラス症候群などの危険性が言われる中、決して推奨されていませんでしたが、現在のように分散避難が検討される中では避難行動意識調査でも約38%の方が車中泊避難を選択しているような傾向から、エコノミークラス症候群の予防を

周知し、支援を行うことによって、その選択に応えるような訓練が必要になってくると思われます。

今回の「コロナ禍での車中泊避難希望者受け入れ訓練」は、感染不安から車中泊避難者は増加することが予想されることから車中泊避難希望者を集約し、エコノミークラス症候群の予防を周知し支援を行うことが必要であると考えられることから、災害発生リスクの高い出水期前に車中泊避難者の受け入れ訓練を実施し、その有効性と課題を検証することを目的として「高知防災プロジェクト」によって、実施されたものでした。

訓練内容としては、「車中泊避難者支援の必要性と訓練概要説明」「受け入れ準備（駐車場のゾーニング・受付・巡回支援）」「受け入れ訓練」「振り返り」ということで、進められました。

車中泊避難については、死亡リスクがあるとは言え、エコノミークラス症候群の予防は容易で、少し注意を払えば十分に予防が可能であることから、「推奨できないから関与しない」ではなく、車中泊希望者を分散させず、避難所に誘導・集約することによって、支援を行うことが分散避難において有効と思われることについて、考えさせられる内容でした。

支援策として想定されることを前提に、多様な車中泊要件を持つ希望者と受付スタッフとのやりとりに気づきも多くありましたが、以下のような支援策と留意点を日頃から周知しておくことから始まる車中泊避難となることを痛感しました。

【支援策】

①車中泊希望者を集約し、コロナウィルスはエコノミークラス症候群のリスクが高まることを説明し、一般避難所への避難を勧めること。そのうえで車中泊を希望する方には支援を行うこと。

②車中泊避難者用の駐車スペースを確保して避難者を集約して支援すること。

③車中泊希望者は後部座席等、水平を保てる状態の者に許可すること。

④間仕切りとベッドのない体育館等の広い空間は感染リスクが高いため、車中泊の併用など時

系列を意識した避難所運営をすること。

⑤避難が長期化する場合は仮設トイレ・洗面所を設置すること。その場合は一般避難所との導線に留意すること。また駐車位置も避難者の状態によってトイレに近い、見守りしやすい場所で決定し再配置を行うこと。

【留意点】

①車中泊避難者を想定して、エコノミークラス症候群の予防となる着圧ストッキングなどの備蓄も行うこと

②自治体として車中泊避難を推奨しているような誤解を与えないよう、情報発信にあたっては十分に配慮すること

③車中泊避難者は「やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者」に解釈が可能であり発災後は柔軟に対応すること

訓練の実際には、車中泊する場合の車両内の工夫や見守りチェックの注意点、身体を動かすための体操など具体的な指示もありました。

いずれにしても、事前の告知と車中泊避難者支援のあり方等について充分訓練をしておけば、災害の形態や地域の災害特性によっては、分散避難の一つの選択肢になり得るということを実感できました。

7月21日『「みんなに優しい避難所」で避難者を迎えられるように』

「みんなで考える地域課題／コロナ孤独から地域を守れ」は回数を重ね、さらに「オンライン市役所防災対策課緊急ミーティング」との合同会議も始まり、参加者の幅がさらに増え、これまでの知見に学ばせて頂いています。

そして、災害における被災者に対して、一人一人に寄り添った支援活動に関する事業を行い、また超高齢化社会における共生社会づくりを通して、新たな防災の形を推進していくことで社会全体に寄与することを目的とした法人 YNF が開催するオンライン講座「新型コロナ下の避難所運営のヒント」も、随分と参考になる課題ばかりです。

直近では、19日の「過去の現場から考える新型コロナウィルスと避難所」ということで、西日本豪雨災害の倉敷市真備での取り組みを踏まえた親子支援・災害看護支援 NPO 山中弓子

氏、倉敷市真備支所産業課主幹角南誠氏のお話は、早速下知コミュニティセンターの避難所設備や運営に取り入れたいような内容でした。

多岐にわたった内容ですが、最近よく言われる「TKB 48」（48時間以内にトイレ、キッチン、バスを整備すること）をはじめ、「みんなに優しい避難所」をどの様に開設し、運営していくのか事前の備えにかかっていると想います。

8月11日『「空振りではなく素振り」の訓練こそ』

昨日の朝日新聞7面の（記者解説）で、「大雨、避難スイッチを」について、論説委員の前田史郎さんが解説されています。

最近の水害では、犠牲者の多くが高齢者に集中しています。

東北に上陸した2016年の台風10号では、岩手県岩泉町の高齢者施設で9人が死亡されました。

さらに、2年後の西日本豪雨では、岡山県倉敷市などで、多数の高齢者が浸水した自宅で逃げ遅れて亡くなるなど亡くなられた方の8割が高齢者でした。

そして、熊本県南部を襲った今年7月の豪雨でも、特別養護老人ホームで14人が死亡されました。

そのたびに、避難情報を出すタイミングや、出した情報が早い段階での行動にどうすれば結びつくか、改善の必要性が繰り返し指摘されています。

そのような中で、避難術を研究している京大防災研究所の矢守克也教授は、いま必要なのは情報を行動に結びつける自前の「避難スイッチ」だと言われているとして、解説されています。

そして、「矢守教授は『もし避難して何も起きなかった時、損をした気分になるかもしれない。しかし避難訓練ができたという前向きな発想も大切』と言う。避けたいのは『今回も大丈夫』と考え、避難せずに被災することだ。『空振りではなく素振りと捉えてほしい』との指摘を、私たちは、しっかりと受け止めておかねばなりません。

矢守先生は、このことを検証する事例として、

よく紹介するエピソードがあります。

京都府綾部市のある娘さんが、年老いたお母さんを豪雨の際に19回避難させたが、何も起こらなくて、20回目の雨の時も娘さんはお母さんを避難させました。それが、2018年の西日本豪雨の時で、この命を脅かす災害に襲われたが、お母さんの命は助かったそうです。

これこそが、19回は素振りで20回目にホームランとなったというエピソードです。

2019年7月号「地区防災計画学会誌」で矢守先生は地区防災計画を考えるための3つのキーワードとして次のことを紹介しています。

いつ逃げるのかということに関係する「避難スイッチ」、どこに避難するかと言うことに関係する「セカンドベスト」、そして、被害の出なかった際の避難をマイナスの意味で「空振り」と呼ぶのをやめて「素振り」と呼ぶほうがよいと言われています。

今後も続くであろう自然災害に対して、「素振りは何度でもくりかえして、避難という練習の成果で命を守る」結果を出したいものです。

8月20日「寺社と地域の連携、日頃の縁づくりで災害時の力に」

昨日、高知市と高知市北秦泉寺にある「弘法寺」と「土佐厳島神社」が避難所の協定を結んだことが、報道されています。

高知市では、マグニチュード9クラスの地震が発生した場合、およそ16万人の避難者が想定される中、現状ではおよそ6万9千人分の避難所しか確保できておらず、今回、高知市は、地元の自主防災組織の相談を受け、浸水区域外にある弘法寺と土佐厳島神社を避難所に指定したものです。

お寺や神社は築年数が古く耐震基準に満たない建物が多いことから、これまで高知市では避難所に指定されていませんでしたが、弘法寺と土佐厳島神社は、本堂の建て替えやリフォームを行ったことから、今回、初めて避難所となったとのことです。

実は、7月25日に「新型コロナ下の避難所運営のヒント」と題したオンライン講座で大阪大学大学院人間科学研究科稲場圭信教授の「避難所に関する新たな取り組みについて」で、「分

散避難 宗教施設・宗教者の災害時協力」ということについて、課題提供を頂いていたので、時宜にかなったものだったところですよ。

先生が行った「自治体と宗教施設・団体との災害時協力に関する調査(2019年11月時点の状況)」では、災害協定を締結している自治体は121で、回答した自治体の10.8%にあたり、指定避難所は661宗教施設となっています。

また、協定は締結していないが協力関係がある自治体は208で、回答した自治体の18.5%にあたり、指定避難所は1404宗教施設であったそうです。

宗教施設が収容避難所として499施設、一時避難所として1566施設指定されており、合計2065宗教施設が指定避難所となっており、協定締結と協力関係を合わせると、災害時における自治体と宗教施設の連携は、自治体数で329、宗教施設数で2065にのぼっています。

また、先生のお話によりますと高知県内では、今回のものも含めて災害時協力の締結をしている宗教施設は14になり、一時避難場所、収容避難所となっている宗教施設は50を超えるようです。

さらに、東日本大震災の際には100箇所以上のお寺や神社が避難所になっていたとのことであり、全国では神社や寺院をあわせて16.2万もの数があるとのことですよ。

「寺社が、平常時から地域社会と連携しているところは災害時に力を発揮する」「防災の取り組みは日常の新たな縁づくりにもなる」との先生の指摘は、避難所が不足する高知県にとっては、貴重な災害時の社会資源になるのではないかと思います。

3月15日「誰一人取り残さない避難行動へ」

高知新聞の「いのぐ」では、現在、避難行動要支援者の課題が連載中ですよ。

私が、この課題を2014年2月定例会で県議会で取り上げ始めて、7年が過ぎましたが、19年6月時点で要支援者の名簿を作成した市区町村は全体の98.9%に達するが、個別計画を作成済みの市区町村は12.1%に止まっ

ています。

本県では、昨年9月30日時点で、策定済の市町村は4自治体に止まっており、対象者数に対しては12.3%に止まっています。

そんな中で、先進的な大分県別府市や兵庫県の事例などをあげて、福祉との連携で個別計画を策定することを提案してきたが、いよいよ政府も、災害時に高齢者や障害者が避難するための個別計画策定に向け、自治体支援として5年間で総額180億円を国が負担し、優先度が高い要支援者250万人分の計画策定を進めることに乗り出そうとしています。

しかし、それが今度は福祉事業者にとって、大きな負担になるのではないかと心配もしており、十分な配慮をしながら、財政的にも、人的支援でも急がなければならない課題として取り組みの加速化を図っていただきたいものです。

高知県でも、福祉人材の協力を得ながら取り組みを進める市町村の事業の後押しに向けて、市町村の個別計画作成の取り組みを加速化させるため、「要配慮者避難支援対策事業費補助金」を令和元年度から3年間は人件費の補助率を2分の1から3分の2にかさ上げしており、今年度は、22市町村で補助金が活用され、中には、福祉専門職が個別計画作成に参画した事例も出てきており、実効性の高い計画の作成が進んでおり、来年度には、市町村に対して、補助金のさらなる活用を働きかけていく決意も示してくれていますので、今後の取り組みを注視したいと思います。

(7) 事前復興について（議会質問に反映）

8月4日「仮設住宅確保へ移動式木造応急仮設住宅」

熊本豪雨から1ヶ月、いまだ727世帯1408人が避難所生活を送られていることが報じられています。

球磨川流域を中心に少なくとも606棟が全半壊という状態で、これからは仮設住宅の確保の問題が出て来るだろうと思います。

そんな中、今日「(一社)日本ムービングハウ

ス協会との災害時における応急仮設住宅建設に関する協定の締結式」がありました。

これは、昨年9月定例会で南海トラフ地震被災後の仮設住宅確保の質問で、仮設住宅の供給メニューの1つとしてトレーラーハウス型応急仮設住宅の確保を求めたことに対して、検討中との答弁がありましたが、それが具体化したもので、今日の締結式に至ったものであると思われます。

(一社)日本ムービングハウス協会では、移動式木造住宅を利用し、被災地に迅速に設置できる「移動型」の応急仮設住宅「ムービングハウス」の普及促進と、災害時に被災地への大量供給に備えるべく「ムービングハウス」の社会的備蓄に向けた官民連携の取り組み「防災・家バンク」をスタートさせるなど、「移動型」の応急仮設住宅の普及活動を行っており、災害救助法に基づく応急仮設住宅として、西日本豪雨災害や北海道胆振東部地震において採用されています。

聞くとところによれば、一ヶ月以内に500棟、半年以内に5千棟を確保できるような供給体制を確保して頂くというもので、全国でも都道府県として初めての協定となるようです。

まだまだ、仮設住宅の確保については十分ではありませんが、一昨年度より2階建てや3階建て仮設住宅の問題点や改善策などにつきまして、一般社団法人プレハブ建築協会と検討を進めていることも含めて、可能な確保メニューは全力で取り組み、L2対応の確保計画を達成し、県民に安心を与えていただきたいものです。

10月26日「『津波災害警戒区域』進まぬ指定」

今日の朝日新聞「災害大国」で、津波被害の恐れがある40都道府県のうち、避難対策を強化する「津波災害警戒区域」の指定をすべて終えているのは3割弱にとどまることが、報じられていました。

警戒区域指定は、義務ではなく、市町村や地元の合意も前提となります。

指定された場所がある市町村は、避難場所や避難経路、避難ビルを地域防災計画に盛り込むことや、ハザードマップの作成が義務づけられ、

市町村が指定した学校や病院、老人ホームなどの施設は、避難計画を作ったり、避難訓練をしたりすることが必要となります。

警戒区域の中でも特に危険度が高い場所は、建築制限を伴う「津波災害特別警戒区域」に指定できることとなっていますが、これまでに指定されたのは、静岡県伊豆市の沿岸部の一例だけで、国交省の担当者は「風評による地価下落などへの懸念が根強い」と、合意を得る難しさを説明しています。

制度開始から9年近くなるが、地価下落の懸念や切迫感の乏しさなどで進んでいないということであるが、高知県なども今年になって、津波災害警戒区域等の指定基礎調査委託料1,098万9千円を予算計上しました。

私は、2月定例会で、「早いところでは2013年から取り組まれ、既に県外の幾つかの浸水想定県では、指定されているが、その際に高知県はなぜ取り組まないのかと思っていた。調査をしてから指定の検討を経て、指定をするまでも、数年かかると思われる中、なぜ、今から津波災害警戒区域等の指定に取り組もうとされているのか。そして、いつごろを目途に指定をするのか。」と質問したことでした。

新聞記事にもあるが、本県は警戒区域になると義務付けられる避難体制作りには震災前から取り組んでおり、指定をせずに対策を行ってきたとこれまでも言っていたが、直近の県民意識調査では「早期避難の意識率は約7割、津波浸水区域にお住まいの方でもその認識率が約8割にとどまっているという状況を踏まえ、もう一段啓発を進めるため、警戒区域の指定にも取り組むこととした。警戒区域の指定に当たっては、指定する範囲や浸水の深さなどの基準について、専門家や市町村による会議を設けて検討し、市町村の意見もお聞きしながら、速やかに指定に取り組みたい。」と答弁したことが、今後どのように具体化していくのか注視していきたい。

9月19日「事前復興まちづくりも平時の備えと地域のつながりで」

本日、下知地区減災連絡会で、神戸からまち@コミュニケーションの代表理事である宮定章さん

を講師にお迎えし、減災講演会を開催しました。

テーマは、「復興まちづくりから事前復興まちづくりへ」ということで東日本大震災での被災地の復興状況などを始め被災地における復興まちづくりから、下知地区で私たちが取り組んでいる事前復興まちづくりへの教訓等についてお話いただきました。

何度も何度も様々な被災地に足を運ばれている講師だからこそその気づきや伝えたいことをお話してくださいました。

私たちが、2017年に策定した「下知地区防災計画」、さらにはその中に盛り込んだ「事前復興計画」等と関連付けて事前に復興まちづくりの姿を大まかに描いているだけでも随分と違うことなどをお話いただきました。

復興まちづくりのコンセプトにしても、被災後に議論するのはとても難しい、だから今から議論しておこうという下知地区の検討は必要だったことを改めて感じさせていただきました。

事前の備えに大事なものは、まず人と人との信頼関係、地域の信頼関係、そのことをしっかりと今後の地域活動、防災活動にの基本に据えていきたいものです。

参加者アンケートでは「日頃から『助ける』『助けられる』関係づくりが大切だと改めて感じた」「自分で動くことで災害時に被害を防ぐことができる。事前に具体的に考えておくことが大切。」「高台移転しなくても事業に賛成することで土地を買い上げしてもらえらると思う人が多いのはうなづけました。」「日頃の地域づくり、皆が助け合えるつながりをつくっておく。」「いろいろな支援体制について事前に学び、共有し、助けてと（言える）言われたときに、対応したいと思いました。」「大災害後、生活再建のためにも情報の共有も行っておく」などなど、事前の備えの必要性について学べたことの感想が多く出されていました。

お話をまとめた形のレジュメは以下の通りでした。

復興まちづくりから事前復興まちづくりへ
認定 NPO 法人 ままち・コミュニケーション
代表理事 宮定章 m-comi@bj.wakwak.com

1. はじめに ～ 正しく恐れ、自分達を信じ、生活を楽しみ、備えることが大切 ～

阪神・淡路大震災により、地区の建物の8割が焼失した神戸市長田区御蔵地区から来ました。その後20年間、国内外の被災地で、被災者や専門家やボランティアとともに、復興まちづくりに取り組んできました。被災地には、災害から時間が経った今も尚、生活の再建に苦勞されている被災者がいます。しかし、皆で力を合わせてまちを復興させた人たちは、仲良くなったり、地域に愛着が持てたりと、振り返って誇らしげに語る方もおられます。ただ、もっと、事前に備えておけば、もっともっと良い町がつくれたのではないかとおっしゃられています。南海トラフ地震がくると言われています。過去、どんな災害でも、乗り越え（過ごし）てきました。災害と自分たちの力を知り、正しく恐れて、諦めず、焦らず、落ち着いて備えましょう。

2. 事前にできる対策 ～災害から復旧・復興時に起こった現象から学ぶ～

①災害は、人命・財産に被害を与える。一人一人が『自分でできることをやる』自助なければ共助は難しく、また公助だけでの復興は難しい。大規模災害では、周辺も大変な状況で、一人一人を支えるのは難しい。近隣の方との協力が大切です。個人の健康、体力、(様々な困難な状況への)適応力が必要になります。備えることで、災害直後を乗り切りましょう。

②災害時、自分ひとりでできることは限られる。自分を心配してくれる人をつくっておくことが大切です。被災当事者も、行政や専門家への情報開示が必要になります。普段からお互い心配し合う仲間がいると心強いです。専門家(医療、法律、建築、経営等々)や学識経験者と繋がろう。日頃、繋がりが作りにくい人は、避難情報や、役所の支援メニューを見られるように、情報をみつける訓練をしましょう。

3. 住まいを再建する前に考えること ～ 大規模災害では住まいの確保が大変 ～

①仮設住宅建設までの時間をどう過ごすか？

a. 賃貸住宅を探す。 b. 広域避難も視野にいれる。 c. 潰れた家に住み続ける (在宅被災者)

②避難所生活に耐えられる？災害関連死も起きている。避難所の環境を知っておくそして改善する。大規模被害では、避難場所の確保が難しい。家は潰さない方が良い。耐震補強するこ

とも一つの方法です。また、建設業者が足りなくなることが予想され、住まいの再建に時間がかかる。

③マンションが被災すると・・・あなた一人の意思だけではマンション再建できない。

建替でも補修でも、話し合い(合意形成)が必要になり、再建まで数年かかる可能性がある。

4. 今、私たちが自分で動くことで、災害時に被害を防ぐことができるかもしれない

①耐震補強(昭和56年以前の建物、診断(高知市は受けなくても可、設計事務所への委任状もあり)、必要であれば耐震補強。

②一時的な広域避難先の確保(例: a. 智頭町「疎開保険」、b. 知人・親戚・子ども・親等の家)

③避難中のホテル代の確保(地震保険の臨時費用保険金(諸費用補償特約)家屋を修繕している間の宿泊費や職場への交通費、家財の保管費用など、自由に使える。)

④『知人・子ども・親等と、普段から連絡を取り合う』ことが、震災直後に疎開することができきる。災害関連死しない可能性が上がる。

大規模災害では、復旧に時間がかかる。家族形態も変わる。生活再建の選択肢は多い方が良い。選択肢が多いと、家族形態の変化に合わせることができる。

⑤災害前の地域に戻りたいのであれば、できる限りその地域を離れない。自力仮設住宅(コンテナ、プレハブ、トレーラーハウス等)が建設できる繋がりをつくっておく。地元の物件を紹介してくれる不動産所有者と知り合っておく。※地元に残られたのは、自力仮設住宅を建設した人のみだった。

5. 行政と連携すれば実現できるかもしれない暮らしやまちの再建

= 皆さんが事前復興まちづくりに参加すれば実現できるかもしれない

①災害後も地域づくりは話し合いが必要である。災害が起こってから話し合いではうまくいかない。

災害前から、災害に強いまちづくりに取り組む必要がある。行政や専門家との連携が大事です。

【参照】高知県南海トラフ地震対策行動計画(第

4期 2019年度～2021年度)

※『あなたが、住みたいまちかどうか?』住みたいと思わなければ、被害を受けても、次のところを見つければ良い。今から移住しておく。住み続けたければ、地域の方と顔見知りになっておく必要がある。知り合いがいれば、生活再建の情報が入り、あなたの生活再建の選択肢が増える。

②被災してから応援が欲しければ自分から情報を得られるように動く。

1 スマホの利用、2 専門家との繋がり、3 行政と支援者へ個人情報の開示と共有

③近隣や域外の自治体での仮設住宅建設

6. ふっと思わされたこと 10選 ～最近の災害と下知地区の地区防災計画・事前復興計画を拝見して～

①健康・備え

「夏の災害で、電気止まると大変なんです。クーラーかからない。。。」

②水害に備えて、大事な物は高いところへ

「浸かっちゃった。2階せめてタンスの上にあけておけば良かった」

③命を守ることが大事、緊急時はコロナ禍の避難でも躊躇せず!

『コロナ禍だから、避難しようがどうか。。。』

④2択を迫られる前に選択肢を増やしておく。

『避難所か、自宅避難しか考えられずどこにもいけない。』

⑤避難所の食事は、徐々に元気の出るものを! 事前の訓練と調整が必要

『毎日、弁当ばかりでは。。。』

⑥隣近所に、(防災等) お得情報伝えあう信頼感

『新しい方に知ってもらいたいけど。。。』

⑦基本は、家族。そして隣人との仲の良さ。

※挨拶も防災

『助けてと言いたいけれど。。。』

⑧事前復興計画が大事

『(災害にあって、) 早く家が欲しくて、従前地区に戻りたいけど、行政がどうするかわからない。』

⑨災害直後から、地域の方と一緒に行動することの大切さ

『あなただけ逃げるのですか? 楽になったからといって戻るのですか?』※健康の維持の難しい方は別。

⑩普段していないことは、災害時にはできない。普段、共有されていないことは、災害時に皆に共有されるのは難しい。

『一所懸命建てたけど、なんかチグハグだな。。。』

※被災地の商店、高齢者の生活

「災害時こそまずいものを食べてはいけない。美味しいものを食べてこそ地域が元気になる。」

11月8日「災害に備えるマンションコミュニティ」

下知コミュニティセンターで開催したサーパス知寄町I自主防災会の講演会「災害に備えるマンションコミュニティ被災マンション復興に関わって」のテーマで神戸まちづくり研究所野崎隆一先生にご講演いただきました。

阪神淡路大震災での被災マンションの復興に関わった経験から貴重なお話をいただき、参加者の皆さんからも「勇気をもらった」「備えていれば、希望が持てる」そんな感想が寄せられていました。

再建トラブルを生じた事例や困難な事例でどのように乗り越えてきたのか、マンションのどれをとっても同じ道を歩むのではなく、それぞれ被災区分所有者一人一人の意見が違うのが自然であるという前提に立って、話し合いを重ねられたことなども合意形成をしていくために、必要なことだと考えさせられたところです。

そして、これは、マンションだけでなく、復興のまちづくりでは、どのような場合にも共通していることだと思ったところです。

合意形成の困難さがある中で、復興からの教訓を生かし、そして合意形成のためには「正しさは多様」「マナー・ルール・コストが必要」「二者択一にしない全員が目指せるゴール」が必要であるとのお話に、皆さん納得されていたようです。

さらには、マンション防災において、マニュアルは機能するのか、地域内での役割は、プライバシーは敵なのかなどの疑問が生じる中で、少しずつ解決していく取り組みや、できること

しかできない中で、取り組みの優先順位を決めること、一人ひとりの避難行動計画としての家族避難計画を立てることなどの提案も頂きました。

それらを踏まえて、やっていない事はできない、だから日常から変えていくことや、親睦重視からルール重視へ、世帯単位から個人単位へなどマンション防災を取り組んでいく上で考えさせられることをご指摘いただきました。

「便利に住みたいから住んでいる人たちの多いマンションで、何かが起きたときに大変困る恐怖を感じました。しかし今日は勇気をもらうことができ感謝をしています。」「被災して、建て替えとなった場合、一時的に多額の金額が必要となる。その時、我が家では無理と思っていましたが、講師のお話の中で二者択一でないゴールを目指すと言う点で希望が持てるかなと思いました。」など、多くの参加者から学びの多い講演会であったとの感想が寄せられています。

そして、何よりも日ごろの話し合いや準備を自分事として考えることに気づいた方々がいてくれたことが、講演会開催の成果であったように思います。

11月20日「災害後の事業所支援策についての学びを」

国が2012年に設立した株式会社「東日本大震災事業者再生支援機構」(仙台市)から、借金を棒引きしてもらうなど、主に金融面で支援を受けた被災地域の中小零細企業744社のうち、事業再生が完了したのは9月末時点で21%の155社にとどまることが明らかになったとのことです。

人口減や高齢化に伴う売上低迷などが要因とみられ、3%の24社は再生を断念し、自己破産や廃業に追い込まれ、震災から10年近くたっても、地域密着で経営してきた企業の多くは立ち直っていない厳しい実態が明らかになっています。

多発する自然災害後に、企業の復旧・復興のための助成制度にどのようなものがあるのか、事前に知っておくだけでも違うのではないかと、いうことを昨年の田中敦子氏(映像プロデュー

サー)をお招きして『被災地の水産加工業～あれから5年』に学ぶ中小企業BCP」講演会から学ぶことができました。

その後も継続して、この課題について、地域の中小、零細自営業者などが災害後にどの様にして復旧するのか考えてきた下知地区減災連絡会の皆さんは、田中さんによって制作された中小企業のBCP策定に特化したDVD『東日本大震災に学ぶBCP策定の教訓』に学ぶとともに、県の経営支援課から「グループ補助金」の申請事例や県内の被災中小企業者等が災害の際にどのような支援策が受けられるのか等について学ぶ「中小事業所BCP策定に向けて～災害後の支援策」講演会を開催することとしています。

(8) 豪雨災害について

7月26日「球磨川とのつきあい方は今後も課題」

26日に開催された認定NPO法人「まち・コミュニケーション」主催オンライン勉強会に参加しました。

テーマは、「豪雨水害の被災地から～熊本県球磨川流域の状況～」で、現地にすでに7回足を運び調査を行っている柴田祐熊本県立大学環境共生学部教授から、次の点について、お話を頂きました。

「本流の集落の被災」の要因として「急流による流出・バックウォーター現象による浸水」

「支流の集落の被災」状況は、「浸水被害は本流に比べれば少ないが、土砂災害、道路崩壊、土砂災害による孤立化が目立つ」

「応急対応」として「住民による土砂の撤去、警戒や空き家の活用と課題」

「復旧に向けて」は、「支所が被災している中の被災者支援、災害ゴミ、ボランティア」の課題などで、「熊本地震の経験を生かせるか」などでした。

特に、いかに、予防的避難にスイッチすら入る間がなかったと言われるほどの早さで急激に水位があがったとのことで、避難が間に合わず、天井から屋根に穴をあけて、そこから頭を出してしのいだケースは多々あったとのことで

す。

民間のボランティア拠点ができつつある。お寺や幼稚園など拠点にした災害ボランティアの取り組みも行われたり、熊本地震の時とは少し違う感じ。益城町や西原村の人が多く参加してくれている。熊本地震の経験が生かされ、被災地同士のつながりが生まれているような感じがするとのこと。

空き家の活用と課題として、管理を頼まれていた空き家に避難したケースなどもあり、今後の課題でもある。

球磨川沿線の道路の被害が大きく、道路橋だけで10橋が流出したり道路の復旧が急がれないとアクセス路が大変な状況にあり、ボランティア支援が進まない。

コロナの影響として「GoTo」でUSJへ行けているのに、被災地では県外ボランティアはダメと言う矛盾を感じている。

「昔から球磨川流域では「適度な増水」は鮎が多く取れたり、地域の一定の掃除にもなると言うことで、球磨川と付き合ってきた。これを無視した復興は無理なのではないか。被災前から過疎化高齢化していた集落が被害を受けたところが多い。今後、復興の段階で集団移転の話なども持ち上がりそうだがその動きには与したくないし、それが解だとは思いたくない。移転する人はもう既にしてしまっているのでは、覚悟して暮らしてきた人が多い中で、どのように復興するのか熊本地震の時以上に、時間がかかるし難しい面もあるように思う。」との先生のコメントは、共感できるものでした。

勉強会翌日の27日付け朝日新聞社説に「(球磨川)流域一帯では、災害時にとるべき行動を時系列で整理したタイムライン(防災行動計画)を数年前から策定していた。減災につながるツールとして各自治体で導入が進むが、なかでも球磨村や人吉市は先進地として知られる。警報の発出具合や球磨川の水位に応じて、自主避難所の設置や早期避難の開始などを細かく定めていた。それでも被害が出た。計画にはどんな効果と限界があったのか、しっかり検証し、教訓や課題を全国で共有したい。」とあったが、八代市での取り組みはどうだったのかなど、今後もその検証などに学びたいものです。

8月5日「熊本県南豪雨災害に引き続き学ぶ」

8月1日(土)には、NPO法人故郷復興熊本研究所の主催でZOOMミーティング(参加者50人)による「熊本県南豪雨災害を学ぶ」故郷復興熊本会議報告をいただきました。

NPO代表の佐々木康彦さんをはじめ、理事の柴田祐さん(熊本県立大学教授)、幹事の星野裕司さん(熊本大学准教授)から球磨村や八代市坂本、人吉市や球磨川などの現状と課題の提供を頂きました。

それぞれのお話で印象的な課題を記しておきます。

佐々木さんからは、球磨川の支川流域、峰々に暮らす73の集落の個性、個別世帯によって、被災状況も全く違う中で、地域の人々が集まれる場所を構えていきたい。ボランティア不足は、コロナだけの問題ではなく、ハードルを下げ、必ずしも泥だしだけでなく人の関わりの持てるチャンネルを多様化する。ボランティアが長く繋がり続けられるインセンティブが必要。被災者が声を出せない時、他者を媒介することで話せる場合もあるので、被災者の吐露する場をつくる必要がある。人の関わる復興を考えてもいいのではないかな。

柴田さんからは、民間のボランティア拠点が熊本地震をきっかけにつくられはじめ、他の地域との連携も見られるし、集落同士をつなぐ、新しい挑戦もある。古くから住んでいるところは大丈夫だったが、新しく住んだところの被害が大きいということがあるが、しかし、それがリロケーションの際の唯一の「解」ということではない。今後、帰りたいという気持ちの議論ができるためにも、話をできる場づくりが必要。災害前から過疎化、高齢化している集落が災害にあっている。戻ってきたいと考えられる話し合いができる人と人とのつながり、支援のあり方を考えていきたい。「気持ちの過疎化」が始まっている。それが山間部の課題である。

星野さんからは、ボランティアセンターでの受け入れ体制が大変そうな状況を見たとき、ボランティアの人数より、拠点のスキルと量が課題ではないかと感じた。球磨川流域の網の目状の支川を考えたら水は集中するだろう。大熊孝先生の「本家の水害(災害)、分家の水害(災

害)」ということも考えさせられる。バックウォーターを許容する支川の管理。国交省も「流域治水」の考え方を打ち出したので、この考え方が球磨川復興の対応になるのではないか。ゆっくり洪水を流す。オール流域で、土地利用（グリーンインフラ）も含めて、総合的に考える時代になってくる。しかし、流域治水のために、集団移転をしてくれとなれば、それは本末転倒である。

など、三人からの提起は貴重なものばかりでした。

3日付けの朝日新聞社説は河川氾濫への備えとして、国交省の流域治水への転換にも触れ、「特定の施策の是非にとどまらず、ハード・ソフト両面の対策を多様な視点から広く検討し、できることを着実に実行していく。その姿勢を徹底したい。」と結んでいます。

山と川、まちづくりとの連携、住まい方の工夫を凝らした「流域治水」について、考えていきたいものです。

9月1日「自然との共生で災害に備えることも」

令和2年7月豪雨における球磨川流域の水害の話を書く中で、手にしたのが『洪水と水害をとらえなおす』（新潟大学名誉教授大熊孝・著）でした。

著者は、「はじめに」の中で、「大災害の多くが豪雨によるものである。それらは地球温暖化に一因があると考えられており、確かにその要因を否定できないが、実は人と自然との付き合い方が大きく変わってきて、災害に遭いやすいところに人が無防備に活動域を広げてきたことに、その大きな原因がある。」と指摘しています。

そして、「明治時代になるまでは、日本人は基本的に自然を尊重し、自然と共生してきた。それは自然を制御できる技術がなかったからでもあるが、自然からの制約を強く受け、日常的に煩わしいことが多く、自由な活動がしにくかった。それでも人々は自然の摂理に順応して謙虚に生きていたと言える。」と述べられています。

しかし、「災害に遭いやすいところに人が無防備に活動域を広げてきた」私たちは、「実は、

人と自然との関係性が希薄になっていることは見せかけでしかなく、この地球上で生きるかぎり、人は自然と切れて存在することができない。日常の見せかけの快適性は、非日常の災害時に何の準備もなく強烈なしっぺ返しを受けているのである。」と言われると、なんの反論もできません。

ところで「本書の書名に『洪水と水害』とあるが、これらはどう違うのか？一般的には「洪水」は川から水が溢れ「水害」になることと理解されている。しかし「洪水」は川の流量が平常時より増水する自然現象であり、川が溢れたとしてもそこに人の営みがなければ「水害」とは言わない。「水害」は人の営みに伴う社会現象である。」と、「洪水と水害」の違いについて、説明した上で何故こうなってしまったのか述べています。

なぜこのようなことになるのか。

「要は、人々の生活が地域の自然と深く関わる中で育まれてきた「民衆の自然観」というべきものが、近代化とともに国家運営のための自然観へと変貌し「民衆の自然観」が消失してきたことに原因があるように思われる。」と、自然と共生する側面も有した西洋近代科学技術文明を日本の場合は、その表層だけが「近代科学技術文明」として輸入され、自然を支配し、その恵みを収奪し、自然観の転換や近代化は、自然と密着して生計を立ててきた民衆を自然から引き剥がしてきたという同じ轍を踏んできたのではないかと糾されています。

「防災の日」に、自然と共生して備えるということも考えてみたいものです。

（9）災害ケースマネジメントについて（議会質問に反映）

10月4日「「ひとり」を「独り」にしない復興支援のカタチ」

「仙台防災枠組 2015 - 2030」において、各国政府は市民社会、企業、ボランティア、コミュニティ団体、学術界等、各ステークホルダーに災害リスク削減に関する取組を奨励することが規定されたことにも応えるものとして、国民

一人一人の防災意識の向上・定着を図り、災害に関する知識や経験の共有等を図ることを目的として「防災推進国民大会 2020」が、昨日オンラインで開催されました。

誰もが気軽に防災を学べるイベントで、は今年で5回目となるもので、「頻発化する大規模災害に備える～『みんなで減災』助け合いをひろげんさい～」をテーマに100を超える団体が参加しています。

いろいろな日程の中で、「「ひとり」を「独り」にしない復興支援のカタチ」とのセッションに視聴参加しました。

被災者一人一人のニーズを拾い、解決していくことだけではなく、被災者の方のコミュニティを取り戻し、社会の中で孤立させてしまうような「独り」にすることなく「ひとり」ひとりの個性と尊厳を尊重して、生活できるように支援することが重要であることが、一人一人に寄り添い続けている各分野のプロの方々のお話が聴けました。

そして、6日の議会質問でも「災害ケースマネジメント」について取り上げ、「既存のいろんな支援制度の中からこぼれるような形で、救済が必要で、求められる方々もたくさんおられるということを心にとめて、そうした方々に寄り添った対応、アウトリーチの対応も含めて、対応できていく、そういう態勢をしっかりと深めていくということに関して、しっかりと検討を進めていきたい。」という知事の答弁がされました。

これを第一歩と受け止め、具体化について注視していきたいと思えます。

11月17日「鳥取版『災害ケースマネジメント』の学びから高知でも」

11月10日付け朝日新聞鳥取版に「一人ひとりの復興に寄り添うー災害ケースマネジメント」の見出し記事があり、関心を持って読ませて頂きました。

というのも、9月議会で本県における災害ケースマネジメントの制度化について質問で取り上げた際に、鳥取県が中部地震後の2018年に恒久的な仕組みとして条例化して取り組んだことなどを引用したからです。

中部地震では死者こそいなかったものの、一部損壊が1万5千棟余りに及ぶなど住宅被害の多さが目立ち、県は、損壊率の低い世帯であっても補助金などが受けられるよう幅広い支援を講じていました。

それでも、地震1年後にブルーシートのかかる世帯は5%（約900世帯）残り、支援制度を知らなかったり、手続きの方法がわからなかったりする人たちがいたのです。

課題は、「5%」の世帯に代表されるような、制度はあるのに、そこからこぼれ落ちる人々をどうするかで、サポートするのは住宅の修繕だけではなく、借金で悩む人には弁護士を、高齢世帯には保健師が訪問して介護予防サービスを受けてもらうなどの寄り添う支援を行ってきたのです。

本県でも、南海トラフ地震後、さらには毎年のような台風災害などによる被災者を誰ひとり取り残すことなく支援する仕組みとしてこの災害ケースマネジメントを本県でも今から制度化しておくことを求めてきました。

知事は、「災害ケースマネジメントの考え方は、非常に大切な視点である。こうした趣旨に添う取り組みとして、社会福祉協議会では、仮設住宅への入居者の見守り活動を実施し、個々の被災者ニーズを把握し、必要な支援を実施することとしている。また、平成28年には、県内の弁護士会、税理士会など8団体で構成する土佐士業交流会と協定を締結し、被災者が様々な分野の専門家からアドバイスを受けられる相談会も開催している。今年3月の総務省の災害時の住まい確保などに関する調査結果報告など国の動向も注視し、現在の仕組み、特に、社協で既に組んでいる態勢なども活用し、さらに進化させていく観点に立ち、本県の被災者支援のあり方の検討をさらに深めたい。そして、既存の制度の中からこぼれるために、救済が必要で、求めておられる方々も生じると言うことも心におき、そうした方々に寄り添い、アウトリーチの対応も含め、対応していく態勢をしっかりと深めていくことに関して、検討を進めたい。」と答弁してくれたが、より具体的に検討に着手していただきたいものです。

災害ケースマネジメントについて、2年前の

下知地区減災講演会でお話しいただき、その著書でも学ばせていただいている日本弁護士連合会災害復興支援委員長の津久井進弁護士は、記事のコメントで「行政が責任を持ち制度化することは災害時の教訓を恒久化するという点で非常に先進的な取り組み」と評価し、国や各自治体の早期制度化を訴えられているが、高知こそより早く制度化しておかなければと思うところでは。

(10) その他

12月21日「公助も『津波災害に強い地域づくり』を本気で」

昭和南海地震から74回目の12月21日の本日、高知新聞「地震新聞」で南海トラフ地震に備えて、津波から避難する意識を高めてもらおうと、高知県が浸水域を危険度に応じてイエロー（警戒）とオレンジ（特別警戒）の2種に指定する検討を始めたことの特集がされていました。

「津波災害警戒区域等の指定」のことについては、2月定例会で、「調査をしてから指定の検討を経て、指定をするまでも、数年かかると思われる中、なぜ、今から津波災害警戒区域等の指定に取り組もうとするのか。そして、いつごろを目途に指定をするのか。さらには、指定の先にある『津波災害に強い地域づくり』をどのように想定しているのか。」との質問をしました。

その際、危機管理部長は「津波からの早期避難の意識率は約7割、津波浸水区域にお住まいの方でもその認識率が約8割にとどまっているので、もう一段啓発を進めるため、警戒区域の指定にも取り組むこととした。警戒区域の指定に当たっては、指定する範囲や浸水の深さなどの基準について、専門家や市町村による会議で検討し、市町村の意見も聞きながら、速やかに指定に取り組みたい。『津波災害に強い地域づくり』では、津波災害警戒区域に指定されると、避難訓練が義務化されることに加え、宅地建物取引業者は、不動産取引の際に、警戒区域であることを重要事項として説明する必要がある

ので、住民にとって、津波避難を考える新たな機会となることが期待される。県としては、何としても人命を守るという法の趣旨を踏まえ、津波から県民の命を守ること、守り抜くことができる地域づくりを進めていく。」と答弁していました。

この言葉を、具体的に実現していただくことを求めています。

2月1日「さらなる被災者支援法制の拡充を」

今朝の朝日新聞22面に「被災住宅の再建支援」制度について、対象拡大・改善を求める知事が8割に上るとの記事があります。

東日本大震災から10年を迎えるのを前に、自然災害の被災者支援に関する法制度について、朝日新聞が47都道府県知事にアンケートを実施したものです。

被災住宅の再建費を支給する「被災者生活再建支援法」は昨年、中規模半壊（住宅の損害割合30～40%未満）までに拡大されましたが、これだけで生活再建が可能になるというのではなく、「半壊の涙」が止まるものではないと言わざるをえませんでした。

一部が解消されたに過ぎない今回の法改正に止まらず、引き続き制度の拡充を求める取り組みが継続されなければと訴えてきました。

そんな中でのこのアンケートに約8割にあたる40知事が「どちらかというと」を含め、さらに改善が必要と回答しています。

さらに改善が「必要」と答えたのは25知事。「どちらかというと必要」は15知事で、改善してほしい内容では、すべての半壊世帯を支給対象とするよう求めた25知事をはじめ、36知事が支給対象の拡大を求めています。

新聞記事には、「（対象範囲は）今のままでよい」とするのは10知事にとどまったとありますが、残念ながらその中に本県知事が含まれており、けして、納得のいくものではありません。

また、記事にある「被災者総合支援法」の創設については、どちらかというとを含めて「必要」と答えた知事は18知事に止まっているが、昨年私の議会質問に「被災した方々、あるいは、地方公共団体にとっても、被災者を支援する現

行の法律を一本化して、災害法制をわかりやすくするということは重要な視点だ」と答えた濱田知事がどう答えたのか2月定例会で質したところです。

3月7日「アートで3.11を忘れない」

今、下知地区の「葺工ミュージアム」で、2011年3月11日から10年が経つ今、改めて東日本大震災に向き合い、考える展覧会ということで、WARAKOH think and feel 東北 vol.4「10年目の今考える」展が開催されています。

昨日、藤並公園の「3.11を忘れない こうちアクション」に参加する前に、鑑賞しました。

コンセプトとして次のように書かれてあります。

2011年3月11日から10年。

東日本大震災は、東北地方をはじめ全国に住む人々の心や生活環境に大きな影響を及ぼしました。月日が経つと共に、東北地方から離れて暮らす人々は特に、震災への関心が薄れつつあるようにも感じますが、津波と福島第一原発事故による被害がもたらした問題の多くは未解決です。それらを少しでも解決・解消に導いていくためには、私たち一人一人が考えていくことが不可欠です。

また現在、新種のウイルスの世界的パンデミックもあり、社会の急激な変化も相まって、「考えること」「思考する力」がより一層必要になってきているようにも感じられます。

今、少し立ち止まり、この移り変わる暮らしの中でもう一度、東日本大震災に向き合う展覧会を開催します。

本展が、少しでも考えを巡らせるきっかけにつながれば幸いです。

そんな思いが、伝わってくる展示となっています。

これまでも、展覧会を通して東日本大震災を考える企画展シリーズとして、2013年から、宮城県石巻市渡波地区のこどもたちとともにアートを通して心の復興をはかるプロジェクト「ワタノハスマイル」や、事故当時の風向きにより全村避難となった飯館村に起こった出来事を伝える「いいたてミュージアム」、震災後に

生じた福島県内の地域課題に取り組む「はま・なか・あいづ文化連携プロジェクト」が開催されてきて、ずっと観させて頂いてきましたが、今回の展示も考えさせられる作品やフォト&エッセイに出会えます。

私も、恥ずかしながら10年前、初めて被災地を訪ねたときの思いをフォト&エッセイとして、出品しています。

展示の様子は、写真撮影できませんので、チラシでのご紹介ですが、入館して真っ先に目に入るいの町の「作業所ら・ら・ら」に通う清岡明さんの作品の前でしばし足が止まってしまいます。

3 教育・子育て支援・児童虐待予防の調査研究について

5月13日『9月入学』拙速な議論は避けて

新型コロナウイルスの影響で休校が長引く中、政府が検討中の「9月入学」について、政府は6月上旬をめどに論点や課題を整理する方針で、自民党WTは5月末～6月初旬に政府への提言をまとめるとのことが報じられていました。

しかし、こんな大きな課題をはらんだ「9月入学」問題が、このような短期間の議論で方向性を決めて良いのでしょうか。

3千人近い研究者らでつくる日本教育学会は11日に、「時間をかけた丁寧な社会的論議が必要であると考え、政府に対して拙速な導入を決定しないよう求める」との声明を発表しました。

声明では、9月入学論が浮上した背景に、休校による学習の遅れや行事の削減への子どもや教師らの不安があるとして、「こうした声や心配には真摯に耳を傾ける」ことが必要としています。

その上で、仮に今年9月から導入すると「来年度の義務教育開始（小学校入学）年齢が最高で7歳5カ月と世界でも異例の高年齢になる」「4～8月までの学費は誰が負担するのか」「企業の採用時期とのずれなど多くの問題が生じると指摘。「コロナウイルス禍で生じている問題」

の解決策として性急に実施することに問題があると主張しています。

元文部科学事務次官・前川喜平さんは、「いまじゃないだろう。」「いま重要なのは、学校に行けていない子どもたちの学ぶ権利だ。オンライン授業を可能にしながら感染防止の対策を尽くし、学校をいかに早く再開するかに力を注ぐべきだ。」と指摘しています。

47都道府県知事の間でも、京都府知事、岩手県、栃木県、富山県、奈良県、石川県、愛媛県知事らは今年度の9月入学には「拙速」「冷静な議論を」など慎重姿勢を打ち出していますし、鳥取県は5月7日からの県立学校は再開しており、事実上9月入学は不要な状況になっているなど足並みは揃っていません。

9月入学の問題は学校だけにおさまらず、国民経済や社会全体に与える大きな影響を考えないといけない問題であり、この大変な状況の中で性急な議論を行おうとするのは、危険だといえることが多くの識者が指摘されています。

未曾有の災害である新型コロナウイルス感染拡大の混乱状況の中で、「火事場の9月入学論」をおしすすめてしまうのではなく、制度変革をするとしても、平時において丁寧な議論を経たのちに、慎重な移行措置も踏まえられることが必要ではないでしょうか。

11月15日「学びの多い若者との座談会」

若年層の各種選挙における投票率が低い傾向にあり、若者の政治・選挙離れが深刻な状況であると言われている中、一人でも多くの有権者の方に選挙権を行使してもらうため、政治・選挙の大切さ等についての啓発活動が、高知県明るい選挙推進協議会（会長：植田通子）によって行われています。

その啓発活動の一環として、毎年、高知県内の議員と若者が集まり、「政治・選挙」について、ざっくばらんに話し合うことで、若者に政治・選挙をより身近に感じていただき、興味・関心を高めることを目的として開催される「若者と議員の座談会」も10回目となりました。

昨年こそ参加できませんでしたが、今年で9回目の参加となります。

その間には、学生時代に参加して下さった若

者が高知市職員として、今は私の住む地域を担当して、ともに地域防災の取組について支援してくれていることもあり、この座談会に縁を感じることもあります。

今年は、県議、高知市議がそれぞれ10名、高校生等の若者が30名ほどが参加し、私のグループでは、「議員の仕事は」とか、「都市と地方の格差の問題」、「学校でのいじめ、不登校がなぜ多いのか」「人口減少と外国人労働力」「公務の仕事と資格」など多岐にわたり、中には「JA 四万十のお米のブランド偽装」についてなどシビアな問題も提起されたりもしました。

若い皆さんの課題意識が、毎年向上していることを感じさせられた2時間半でした。

12月30日「児童虐待防止法施行から20年、虐待予防へ」

今朝の高知新聞で「【児童虐待】被害の潜在化を防ぎたい」との社説がありました。

児童虐待防止法の施行から20年が経過したが、依然として、子どもへの虐待は深刻な状況が続いているし、新型コロナウイルスの感染拡大で家庭環境に変化が起き、児童虐待が増える危険性も指摘されていると言われています。

児童相談所が対応する件数は一貫して増えており、昨年度は全国で19万3千件を超え、県内も458件（前年度比38件増）と過去最多でした。

児童虐待は、配偶者間のDVと絡み合っているケースが多く、過去の虐待死事件では、夫のDVで精神的な支配下に置かれた妻が子どもへの虐待に加担していた事例もありました。

幅広い分野の知見を活用する態勢を整え、加害者が隠そうとする虐待行為を見逃さず、子どもの心身を守る安全網をつくりたいとも言われているが、そのためにも児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、地域で子どもに関わる関係機関の知識や技術の向上と顔の見える関係づくりを図ることを目的とした「高知市児童虐待対応研修」が開催されています。

その主体をになってきた「認定 NPO 法人カンガルーの会」の設立時からのメンバーである私も、1月15日に開催される「高知市児童虐

待対応研修」を受講することとしています。

命の危機におびえ、泣くことすらできない子どもたちが、笑顔で年を越せない社会を変えていくためにも、児童虐待の発生予防に関心を持って頂くことから始まると思います。

11月21日「生徒が主人公の夜間中学を」

アスパル高知で開催された「夜間中学開校に向けての学習会」で、感動的な多くの学びを得ることができました。

これまでも、「高知県に夜間中学をつくる会」がつくってくれた様々な機会で学ばせて頂きましたが、昨日の学習会はさらにそれらを深掘りするようなお話を聞かせて頂きました。

夜間中学の先進県である、大阪の夜間中学生お二人、さらには夜間中学で生徒とともに学ばれてきた先生方の体験報告。

そこにはいくつであっても学び直しのできる夜間中学の大切さが訴えられていました「1からではないゼロからでもない。今から学べるそんな夜間中学が好きだ」とのポスターにある言葉が、そのことを象徴していました。

さらに、来年4月開講の高知の夜間中学で学ぶために入学申請書を提出している女性の訴えには、夜間中学に対する全ての思いが込められており、胸に突き刺さるものがありました。

その女性は、「寄り添う先生が必要だし、反省から学び、後悔することがあるから学び直せる」そして「分かった素振りをしないといけないような、ウソをつかせないといけない学校づくりをするのなら夜間中学は必要ない。学ぶ仲間の笑顔が絶えない、通いやすい夜間中学校を皆さんで築いていこう。」と言われていました。

女性の求める夜間中学の期待にまだまだ答えられていない高知の夜間中学を、その志にどう応えられるようにしていくのか。その学びを支援する私たちの役割は大変大きなものがあると考えさせられました。

その訴えに私たちはなんとしても答えていかなければならないと考えさせられた学習会でした。

1月4日『「夜間中学のいま」から改めて必要性を学んで』

今日1月4日の午後から「高知県夜間中学をつくる会」の主催によるパネル展「夜間中学はいま」が、高知市役所1階ロビー横第1多目的室で開催されています。

4月に開校する県立高知国際中学校夜間学級（いわゆる県立夜間中学）は、公立の中学校の夜間学級のことをいいます。

全国の夜間中学では、戦後の混乱期の中で義務教育を修了できなかった人や、不登校などで義務教育を受けられなかった人、様々な理由から本国で義務教育を修了せずに日本で生活を始めることになった外国籍の人たちが一生懸命学んでいます。

県教委は10月から約2カ月間、入学生を募集していましたが、高知市、南国市、香美市、須崎市の4市の20～60代で、男性4人、女性8人の方々が、入学を希望しています。

高知新聞によりますと、志望動機は「中学校の学習内容を学び直したい」「高校に進学したい」「日本語を習得し仕事や生活に生かしたい」などで、県教委は年内に面接を行い、入学要件を満たしているかどうかを確認して入学予定者を決めることとなっています。

パネル展では、11月21日に「夜間中学開校に向けての学習会」で、学ばせて頂いた夜間中学の先進県である大阪の夜間中学のいろいろな事例について報道された産経新聞の「夜間中学はいま」の記事や写真のパネル、高知の夜間中学に関する記事を取り上げてくださった各紙、さらにこれまでも高知に来て頂いた大阪府守口市の夜間中学の記録や生徒さんの書道も展示されています。

いくつであっても学び直しのできる夜間中学の大切さ、入学申請をしていた女性の「寄り添う先生が必要だし、反省から学び、後悔することがあるから学び直せる」夜間中学の必要性について、再認識することのできるパネル展でした。

4 生きづらさの課題の調査研究について（議会質問に反映）

4月30日「コロナ対策で考える依存症対策」

大阪府が新型コロナウイルス特別措置法に基づき店名を公表したパチンコ店に、その後も多くの客が押し寄せているということが報じられています。

当初から、店名公表すれば、流れる客が多くなることが懸念されていましたが、特にギャンブル依存症の方たちは、公表された店を求めていくことから、開店している店で行列をなしている方の中には依存症の方も多くいるのだろうと思わざるをえません。

開いている店には、県境を越えて客が詰め掛ける例が全国に広がり、新型コロナウイルスの危険性が強調され、外出自粛が要請されても、行列をなしても行ってしまうのです。

生活困窮者の支援を続けるNPO法人「ほっとプラス」の藤田孝典理事も「依存症患者はパチンコに行きたくて行っているわけではない。ギャンブルに心身を支配され、行きたくなくなるようにさせられている。家族をだましてでも、お金を借りてでも、電車を乗り継いででも行く」「名前を公表すれば、依存症の人を集めるだけ。依存の実態を知っていれば、店名を公表するなんてあり得ない」と指摘しています。

さらに、藤田氏は「本人に『あなたは患者なのだ』と伝える働き掛けが求められる。そうやって治療やケアに結び付ける必要があるのに、今は見過ごされている。依存症対策が不十分な社会が、感染拡大リスクを高めている」と、国や自治体のギャンブル依存症対策を見直す必要性も説かれています。

一方、オーストラリアで、手軽なギャンブルとして親しまれている「スロットマシン」の置かれる施設が新型コロナウイルス感染防止のため閉鎖されて1カ月がたち、事実上利用が禁止されたスロットマシンにつぎ込まれずに済んだ金額がこの間、少なくとも約690億円に上り、ギャンブル依存症なども緩和されるなど、想定外の効果を生んでいるとも報じられています。

また、外出の自粛が要請されることで、高齢者の飲酒問題やアルコール依存症についても、行動範囲も限定され、体力や認知機能の低下から、外で問題飲酒につながる要因が少ないことから、潜行し、表面化しづらいことも問題となっています。

さらに、学校が休校となり外出自粛を求められる中で、いやでも、ゲーム依存が顕在化することも時間の問題ではないかと思われます。

カジノも解禁されようとしている中で、コロナ対策の中で顕在化する課題と向き合い、政府・自治体として改めてギャンブルをはじめとした多様な依存症対策を講じなければならないことが、迫られているのではないかと思います。

7月7日「住宅セーフティネットの実効性をあげるため」

3日の産業振興土木委員会で「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の概要が報告されました。

住宅セーフティネット法の改正される2017年の前から、議会で賃貸住宅の入居を断られることが多い単身の高齢者や障害者、低所得者らのための住宅確保の問題を取り上げてきましたが、やっと計画ができたとのことでした。

これまでに登録されているセーフティネット住宅の登録戸数は11戸だったが、今回の計画では、登録数の目標を300戸（全国17万5千戸）に設定しています。

その実現のためには、床面積などの登録基準を緩和し、空き家の再生活用や県営住宅の空き家の有効活用を図るとともに、入居者の見守り体制の強化、家主に対する支援策の周知なども進めるとともに、県独自に住宅確保要配慮者の範囲も広げ、「新婚世帯」「移住者」も入居対象としています。

全国宅地建物取引業協会連合会が2018年12月に、会員に対して高齢者への賃貸住宅の斡旋に関する調査を行った結果によれば、高齢者への斡旋を「積極的に行っている」と回答した事業者はわずか7.6%で、「諸条件により判断している」が56.1%、「消極的」が11.5%、「行っていない」が24.8%と、高齢者の入居に対して前向きでない回答が大半を占めています。

先日も、障がい者の相談を受け、避難行動要支援者対策について説明に伺っていたら、耐震性のない賃貸マンションであることがネックとなっていたことから、耐震性の確保は当然要件であることを確認するとともに、今後の「住

宅確保要配慮者が受け入れられやすい環境整備」を注視しながら登録と活用を求めていると思います。

今回のコロナ禍や熊本県をはじめとした各地に被災地が拡大している中で、みなし仮設住宅の確保において、その必要性が顕在化するのではないかと考えられます。

7月18日「子どもの貧困は、コロナ禍でさらに顕在化」

昨日、2018年の子どもの相対的貧困率が13.5%だったことが、厚生労働省が3年ごとに発表する国民生活基礎調査で明らかになりました。

前回15年調査から0.4ポイント改善したが、依然として子どもの約7人に1人が貧困状態にあり、国際的には高い水準です。

経済協力開発機構（OECD）の平均12.8%（17年）を上回り、OECDが15年に改定した新基準でみると、14.0%となっているそうです。

子どもの貧困率がわずかながら改善した背景には、景気拡大が調査時点の18年まで続き、給与収入を押し上げたことがあるが、その後景気は腰折れしたとみられ、足元では新型コロナウイルスの感染が再び拡大し、雇用が不安定なひとり親家庭の暮らしを追い詰めています。

18年の世帯当たりの平均所得額を見ると、母子世帯は15年から35万9000円増えて30.6万円で、母子世帯の86.7%が「生活が苦しい」と回答し、子育てに追われ、生活費や教育費にお金がかかる苦しい事情がうかがえます。

NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの赤石千衣子理事長は「ひとり親に財政的な支援を投じる施策は一定程度進んできたが、貧困率をぐっと下げるにはあまりにも足りない」と指摘しています。

新型コロナウイルスの感染拡大による休校措置や休業要請で、子育て世帯は大きな影響を受けていることが浮き彫りになりつつあります。

あるアンケートにあった「昨年離婚したことで、減収認められず」「多子世帯にも支援を」「夫が失業で無収入に」「子ども食堂、遠方か

らも親子が」「初産、出産諦めようと悩んだ」「塾に行かせるお金ない」「障がいある子も親も休校に苦悩」「保育園行けず親子でぎりぎり」「高校生、孤独で虚無感」「子どもの居場所確保して」など、これまでの潜在的な貧困がコロナ禍で浮き彫りになっている事例も多いのではないかと考えられます。

教育や生活の費用は子どもの「生存」に直結するとともに、これらを保障しなければ、命や健康の格差、貧困の固定につながります。

課題が明らかになれば、何を支援しなければならないかが問われてくると思います。

7月26日「『生きる権利』を守る社会に」

今日26日で、障害者施設「津久井やまゆり園」で入所者ら45人が殺傷された事件から、4年になります。

この日を前に、大西つねき氏の高齢者に対する「命の選別」発言や、今回の難病の筋萎縮性側索硬化症（ALS）の女性患者から依頼を受け、薬剤を投与し殺害した嘱託殺人容疑事件などがあり、「命の選別」をせず、「生きる権利」を守るということが問いかけてきました。

仙台の容疑者は、自身のものとみられるブログに、難病で生きるのが苦痛と考える患者には「一服盛るなり、注射一発してあげて、楽になってもらったらいい」と自らの死生観を記しており、女性とのSNSのやりとりでは「訴追されないなら、お手伝いしたい」と持ち掛けるなど、難病患者の状態や、生と死の間で揺れ動く気持ちをくみとろうとする意思是、その文面からは読み取れるものではなく、けして許されるものではありません。

自身もALS患者である舩後靖彦参院議員の「こうした考え方が難病患者や重度障害者に『生きたい』と言いにくくさせ」るとの危惧は当然で、病气や障がいを理由にした安楽死を安易に肯定することは、「人為的に失わせていい命」の存在を、さらには「津久井やまゆり園」事件で19人を殺害した植松死刑囚のような「障がい者は殺してもいい」という発想を生み出しかねない危険性をはらんでいます。

今朝の朝日新聞一面で、患者や家族でつくる「日本ALS協会」近畿ブロック会長の増田英

明さんは、「相模原（無差別殺傷）事件で経験したことが、優生思想が脈々と息づいています。私たちが生きることや私たちが直面している問題や苦悩を尊厳死や安楽死という形では解決できないし、そうやって私たちの生を否定しないでほしいです。いまこそ、『生きてほしい』『生きよう』と当たり前のことをあたり前に言い合える社会が必要です。」と訴えられています。

前述のALS患者である舩後参院議員の言われる『死ぬ権利』よりも、『生きる権利』を守る社会にしていくことが、何よりも大切です。どんなに障害が重くても、重篤な病でも、自らの人生を生きたいと思える社会」を私たちは築いていかなければなりません。

9月20日「ひきこもり実態調査結果から丁寧な支援議論を」

先日、高知県が初めて行ったひきこもりの実態把握調査が報告されました。

2月定例会の質問で、この実態調査については、より実態を丁寧に把握することを求めて、「日ごろから民生委員・児童委員の活動を支援をしている市町村や社会福祉協議会、福祉保健所にも関わってもらい、幅広く引きこもりの実態を把握したい」とされていましたが、今回の調査では、県内の民生児童委員2159人を対象に郵送で実施し、回収率89.6%の結果として、県内にひきこもりの人が692人いることが明らかになったと報告されています。

同様の調査を行った他の7県での調査では、平均出現率が0.13%であるなか、本県は0.19%となっています。

本県の町村部の出現率が0.46%であるのに対し、市部の出現率が0.14%であり、都市部ではひきこもりの人の把握が難しいことがうかがえるものとなっていることから、今回把握できた692人以外にも潜在的なひきこもりの人がいるものと推測され、県は「人口の多い高知市などでは把握が難しく、潜在的な人数はさらに多いとみられる」とし報告しています。

「義務教育の修了後から64歳以下で、6カ月以上ほぼ家庭にとどまっている人」をひきこもりと定義しているが、年齢は30～49歳が

322人（46.5%）と最も多く、50～64歳が227人（32.8%）、16～29歳が96人（13.9%）の順で、県は『就職氷河期世代（30～49歳）』とその周辺年齢に多く見受けられる」としています。

期間は10年以上20年未満が25.7%、10年以上の方が43.2%と長期化しており、生活状況は、約8割が「同居者あり」で、ほとんどが親と暮らしており、ここに8050問題の背景とも言えます。

きっかけは、職場などでの人間関係による悩みが34.1%、不登校15.9%と続いています。

全体の約3分の1が「支援を受けていない」とされている中で、必要と思われる支援策としては、「関係機関同士の情報の共有や連携の強化」が最も多く50.6%であり、「不登校の子どもへの支援を充実させて、ひきこもり状態に移行しないようにする」（45.3%）、「家族の方への支援を充実させる」（44.3%）、「ひきこもりの人の自立に向けた生活訓練や社会復帰訓練ができる場所の充実」（43.5%）と続いています。

県は、「ひきこもりの人は自らSOSを出しづらいことや、家族も家庭内で抱え込んでいることも多いと考えられるため、把握されていないひきこもりの人がいるものと推測される。」ということですので、これからも丁寧な実態把握と必要な支援策を拡充させていく一歩にしていきたいものです。

10月23日「子どもの自殺・いじめへの懸念」

22日、文科省が公表した2019年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」で、学校から報告のあった自殺した児童生徒数は、317人で、前年度から15人減ってはいるものの深刻な状況となっていることが明らかになっています。

警察庁統計では自殺した小中高校生は382人としており、学校が把握していない自殺の事例は65件あったと言えます。

そして、その背景のひとつでもある全国の小中高校などで認知されたいじめが61万2496件と6年連続で過去最多を更新しています。

特に小学校が5年前と比べて約4倍に増え、いじめにより心身に重大な被害を負ったり、長期の欠席を余儀なくされたりした「重大事態」も、これまでで最も多い723件に上っています。

重大事態は小学校259件、中学校334件、高校124件、特別支援学校6件で、このうち被害者が不登校になったのは517件で、19年度に自殺した児童生徒317人中10人がいじめの問題を抱えていたとなっています。

しかし、自殺生徒の6割近い188人が置かれていた状況が不明となっていますので、その中にもいじめなどが含まれていたことも考えられます。

小中学校の不登校は18万1272人（前年度比1万6744人増）で過去最多だった。特に中学校での不登校の割合は3・9%に達し、1学級に1～2人いる計算となります。

なお、本県小中の不登校の児童生徒は1117人で千人当たりの人数では22.4人で全国で4番目に多い状況で、いじめの認知件数は3855件で前年度より429件増えています。

いじめの認知件数は13年度以降、最多を更新し続けているが、文科省は「積極的な認知の重要性が学校現場に浸透した結果」とみており、担当者は「残念ながら、どの学校でもいじめがまったくないとは考えにくい」としています。

今後、いじめが放置されないよう、「生徒指導の担当者だけではなくチームでの初期対応を徹底するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを拡充し、現場の教員に大きな負担がかからないようにしていきたい」と施策の拡充が図られようとしています。今年度はコロナ禍によるさらなるいじめが増えていることも想定される中、地域社会でも見守ることも大切になってきます。

10月22日「コロナ禍で、女性の自殺増の背景は」

21日、厚生労働相の指定を受けて自殺対策の調査研究を行う「いのち支える自殺対策推進センター」が「コロナ禍における自殺の動向に関する分析（緊急レポート）」発表しました。

警察庁によると、自殺者数は本年1月から6

月までは対前年比で減少し、7月からは3カ月連続で前年同月を上回っています。8月（速報値）は前年同月より251人多い1854人で、このうち女性は651人で約4割増加していたとされています。

センターは7月以降、同居人がいる女性や無職の女性の自殺が増え、人口10万人あたりの「自殺死亡率」を引き上げた、と分析しています。

自殺に関する相談として、配偶者と暮らす女性から「コロナでパートの仕事がなくなり、夫からは怠けるなど毎日怒鳴られる。こんな生活がずっと続くなら、もう消えてしまいたい」といった相談や、シングルマザーの母親から「子どもが発達障害で子育てがとても大変なのに、ステイホームでママ友とも会えず、実家にも帰れない。子どもの検診もなくなって、ひとりでどうやって子育てをしていけばいいのか分からない。死んで楽になりたい」といったような相談が多く寄せられているなど、コロナ禍では多くの非正規雇用の女性が仕事を失ったり、DVの相談件数や産後うつが増えているとの報告もあり、「経済・生活問題や、DV被害、育児の悩みや介護疲れなどの問題の深刻化が影響した可能性がある」としています。

さらに、7月下旬の俳優の自殺報道の後、主に10～20代の自殺が増加しているとして、「若手有名俳優の自殺報道」が大きく影響している可能性が高い。なお、自殺報道の影響によって自殺が増える現象は「ウェルテル効果」と呼ばれ、国内外で過去にも同様のことが起きていると、述べています。

また、8月には、中高生の自殺が2015年以降で最多の58人にのぼり、特に女子高校生が増えているとのことでした。

自殺対策SNS相談「生きづらびっと」には、女子中高生から「休校明けでクラスが変わりなじめなくてつらい」「母親がずっと家にいてイライラしており、自分がストレスのはけ口にされている」「オンライン授業についていけず、高校を辞めたい」といった相談が日々寄せられており、コロナ禍で多くの児童生徒が様々な問題を抱え込んでいる可能性、コロナ禍での自宅や学校での環境の変化が影響しているとみられ

る、としています。

一方、4月から6月にかけての自殺者数は、過去5年の傾向からの予測値よりも少なかったのは、センターは、新型コロナの感染拡大を受けて「命を守ろう」とする意識が高まったことなどが影響し、4月から8月までの自殺者数に対する緊急小口資金件数、総合支援資金の政策効果を統計的に検討したところ、それらの支援資金申請件数の女性自殺者抑制効果はあったと見られています。

センターの清水康之・代表理事は「今後は、経済・生活問題で亡くなる人が多い中高年男性もリスクが高まることが懸念される」と述べられており、抑制効果のあったコロナ対策の施策や心のケアなどが、より求められているのではないのでしょうか。

11月18日「菅首相よ、『自助・共助・公助』に序列があってはいけない」

今年1月18日に、高知県労福協主催で「助けてと言える社会へー無縁社会と家族機能の社会化ー」というテーマで「NPO 法人抱樸」の理事長などを務めておられる奥田知志牧師のお話を聞きましたが、その奥田さんが毎日新聞で、菅首相の「自助・共助・公助」論に対して、「最大の過ちは、『助ける』ということに序列と順番を持ち込んだ点です。」と述べられていました。

奥田さんは「『自助・共助・公助』に序列があってはいけない。三つが同時に機能すべきです。『自助』を成立させるためには、『公助』や『共助』がまず必要です。困っている人に『共助』『公助』があれば、それを支えに人は『自助』に向かえます。そして、国や周囲に支えられた人が、今度は別の誰かの『共助』や『公助』を支えていくのです。」とされます。

他にも様々な事例に言及されていますが、「自助」で頑張り、備えると「自分だけ」主義がまかり通るのであって、それがマスク不足やトイレトーパー不足も招いてしまい、「共助」を機能させなくなってしまうのではないかと考えさせられます。

1月の講演でも、子どもが「助けて」と言えな

い最大の原因は、大人が「助けて」と言わなくなったからだと仰っていましたが、記事でも「自己責任論の広まる中、子どもたちは、人に迷惑を掛けず、弱音を吐かない大人が『立派な大人』だと思い込んでいるのではないか。『いざとなったら『助けて』と声を上げていいんだよ』などと言われたくらいでは、人間は『助けて』と言えません。だから、日ごろから『助けて』のいわば『安売り』をしなければ。」と仰られています。

菅首相の言う「自助・共助・公助」は、この流れに逆行するものでしかないと考えさせられます。

奥田さんは、菅首相は「たたきあげ」だと言われるなら、自分だけの力ではなく、周囲の支えがあったからではないのか、だったら「私は周囲に助けられ、ここまで来ました。だからこそ、この国を助け合える国にしたい」となぜ言えないのかとされています。

そんな思いが、この国のリーダーにない限り、「助けてと言える社会」を国民自身の手で作っていかねばと思わざるをえません。

1月1日「これからは『人を使い捨てにしない社会』を築いてこそ」

2020年は、新型コロナウィルス・パンデミックによって、日常の社会の脆弱性が顕在化した年であることをお互いが痛感させられた年でした。

今年は、原発事故との複合災害となった東日本大震災から10年になります。

当時、「ルポ解雇」(岩波新書)や「住宅喪失」(ちくま新書)などの著書で、労働や住宅問題に見られる今の社会の矛盾を明らかにしてきたフリージャーナリストの島本慈子氏が、「災害に耐えられる社会」とは「人を使い捨てにしない社会」であると述べていたことをあるコラムで触れたことがあります。

このことは、コロナ禍のもとでの今においても共通するものだと思わざるをえません。

コロナ禍は、特に女性を中心にしわ寄せが直撃しています。

働く女性の過半数を占めてきた非正規の雇用者数は、感染が深刻化した3月から六ヶ月間

で約80万人減り、8月の女性の自殺数の急増ぶりも話題になりました。

それは、1995年阪神淡路大震災後、女性やパート社員など脆弱な階層を震災失業が襲っている時、日経連は「新時代の『日本的経営』」を発表し、雇用の三層化を図り、非正規雇用の増大を招き、小泉構造改革へとつながる新自由主義路線は、労働者派遣法の規制緩和や労働基準法改悪を強行し、派遣労働者や契約社員が増大し、雇用が脆弱化し、10年前の東日本大震災後にも、顕在化したのです。

当時「まさに、人間を使い捨てにするような社会が継続している中で、災害からの立ち直りが可能なのだろうか」と問い直さざるを得ない。」という文章を「コロナからの立ち直りが可能なのだろうか」と置き換えても、そのまま通用します。

島本氏の言う「災害からの立ち直りが早い社会とは、もともと、一人ひとりの人間を大切にしている社会。経済効率優先ではなく、一人ひとりを生かそうとする経済をつくっていくための第一歩は、今の被災地でこそ踏み出さなければならない。」ということを考えてとき、ウィズ・コロナ、アフター・コロナにも備えて、「人を使い捨てにしない社会」を築いていくための取組が2021年にこそ求められているのではないのでしょうか。

1月25日「生きづらさ・困り事の理解から支援へ」

1月23日(土)の午後からは、2020年度(一社)高知県労働者福祉協議会研修会で、県安芸福祉保健所公文一也氏の「連携するといふことがある～自殺対策でみんなが幸せになる町づくり～」と題した講演を聴きました。

「ゴミ屋敷」の清掃から始まる支援やひきこもりの方への支援、そして就労につなぐなど、安芸福祉保健所管内で取り組んできたケース対応は約300件にのぼる公文さんの話は、体験にもとづいた仕組み作り、高知の「農福連携」のパイオニアとしての教訓は大変参考になりました。

全国でも自殺死亡率が高い本県の中でも、さらに高い安芸福祉保健所管内での彼のミッショ

ンは自殺予防のネットワークづくりから始まっています。

しかし、そのネットワークをつくるためには、個別ケース・「困り事」事例と関わるのところから各機関の連携・ネットワークが始まるということであり、ひとりの人をしっかり支える連携を作る必要があったとのことでした。

そんな中で2014年に対応したひきこもり歴10年の方の事例が「農福連携」のスタートだったと言われています。

かつては、まさか、福祉の職員とJAの職員が同じ席につくとは思っていなかったと言われていたが、そこを越えてこそその〇〇連携なののだと思ったところでした。

備長炭づくりに就いた「林福連携」、すじ青のりの養殖に就いた「水福連携」といろいろな連携が、「生きづらさ・困り事」の支援に繋がっています。

しかし、安芸で就農した72事例の中でも、10人ほどが途中でうまくいかなかったケースもあり、農閑期と移動手段の課題などもあるとのことでした。

マッチングしてもうまくいかなかったときは率直に「ゴメンよ」と話し、次に繋いでいるとのことでした。

そして、連携する農業分野では「生きづらさを抱えた」方を労働力として捉えるのではなく、「生きづらさの理解」、「少しの理解と優しさで支援は進む」などのキーワードが、連携ネットワークの中で定着することが、県下での横展開にも繋がるのではないかと思います。

けして、公文さんも全てがうまくいくわけでもないし、公文さんの人柄でつないでいるネットワークもあるかもしれないが、「システムとしてできてきたので、自分でなくてもつないでいけると思う。」との言葉に安心したことです。

今後も、参加されていた自治体職員にとっての学びが、横展開の実践につながり、「生きづらさ・困り事」を抱えた人たちが一人でも多く、笑顔になってもらえることが期待される講演会でした。

1月23日「コロナ禍で自殺者数が11年ぶりに増加」

昨年の自殺者数が11年ぶりに前年水準を上回り2万919人（前年比750人増）にのぼり、性別では、男性が1万3943人（前年比135人減）で11年連続で減少したが、女性は6976人（前年比885人増）と2年ぶりに増加したと、昨日厚労省は公表しました。

年間自殺者数は、1997年まで2万人台で推移し、98年以降は14年連続で3万人超が続き、最多は03年の3万4427人でしたが、12年以降は3万人を下回っています。

専門家は、新型コロナウイルスによる生活への影響のしわ寄せを社会的に弱い立場の人たちが受け、孤立したとみているとのことです。

自殺対策に取り組むNPO法人「ライフリンク」が運営するSNSの相談窓口「生きづらびっと」では、3月に3千件だった相談件数が9月に1万5千件を超えてピークに達しており、相談者の7割が女性だったと言われている。

厚生労働省が昨年1～11月の自殺者の原因・動機となった問題を分析すると、健康、経済・生活、家庭が多く、学校が原因の女性の自殺者は76.9%増、経済・生活は20.30代女性の合計で58.2%増え、「孤独感」（390人）は28.3%増で外出自粛によるコミュニケーションの減少の影響も考えられるといわれています。

また、ライフリンクの清水代表は「自殺は複数の要因が連鎖して起きることが多い」が、非正規労働者の失業や家庭内暴力、有名人の自殺報道など特に女性や若者が影響を受けやすいことが重なり、自殺者数に表れた可能性がある」と述べ、自殺の要因を少なくするには生活を支える支援の充実が重要だとしています。

今、第3波のコロナ感染拡大状況のもとで、支援の情報に行き着けない女性や若者も多く、「自治体が支援策を個別で通知する『プッシュ型』」の取り組みの広がりが必要だ」と清水代表は指摘されています。

5 都市計画道路「はりまや町一宮線」の調査研究について

10月10日「事業費見込額が1.4倍の『はりまや町一宮線』」

産業振興土木委員会で議題となった都市計画道路はりまや町一宮線の債務負担行為22億9400万円を設定の議案については、事業費のこれまでの公表額38.7億円に対して今回の見込み額が53.8億円と1.4倍にもなっていることからその課題等について審査をさせていただきました。

都市計画課によると平成29年度に事業費を積算した際に、労務単価について平成22年単価を29年単価と誤認し算定した事によって道路本体の工事費が約9億9千万円の大幅増となったことや専門家からの意見を踏まえて石垣保存の工法や干潟の造成作業を追加したほか消費増税分などで約5億2千万円が積み上がったことなどによるとされていました。

それほど大きく増額になったとすれば、まちづくり協議会などで議論をされた際の費用対効果の費用便益分析が適切だったのかどうかと言うことなどもただしてみました。

費用面が大幅に増額となるとこのB/Cの数値が1を下回るのではないかとの思いでしたが、便益のほうはマニュアルの改訂等によって価値が上がっており、費用のほうは逆に総事業費から執行済額を引いた事業費が元になるため、そこから消費税相当額などを引くことによって減少し、結果として当初の29年公表時の1.39は下回ったものの1.23となってました。

また29年に公表されたB/Cが当時の労務単価に基づいて計算されていたとしても1.21ということでした。

けして、費用便益分析だけが事業の必要性を左右するものではありませんが、あまりの事業費の増額のために着目せざるをえませんでした。

平成29年当時、恣意的に労務単価を誤認していたとは思いたくありませんが、債務負担行為の議案を出す段階になって、これほど増額していることの要因に労務単価の誤認があると思えば、疑問を抱かれる県民の方はいかと思えます。

また、工事が進む中での希少動植物の環境調

査は総じてコアモやトビハゼについても減少しており、シオマネキは現在調査中となっている工事開始以降の後期分の結果が待たれます。

12月19日「新堀川江戸後期護岸の歴史的価値の伝承を」

これまでも注視してきた都市計画道路はりまや町一宮線の道路拡張のため、今春から石垣の一部を約11メートル後方（東側）に移設する工事について、直近の調査結果で、より歴史的価値のある遺構が確認されました。

背後1～2メートルの土中からは、古い石垣（延長約22メートル）も見つかり、磁器などの出土物から、江戸後期に築かれた可能性が高く、この古い石垣の下部で、「雁木」と呼ばれる階段状の石組み2列も確認されたことが、県埋蔵文化財センターによって明らかにされています。

このことを踏まえて、県に対して新堀川を考える新堀小 OB・OG 有志の会から出されていた「新堀川・江戸後期の護岸発見に際しての要望書」や県からの回答を踏まえて、昨日の産業振興土木委員会で報告を求めました。

透明性の確保された意思決定のプロセスなどについては、これまでの工事アドバイザー個々との協議でこと足れりとすることや埋設保存をすることは要望書に対する回答をなぞるようなものでした。

しかし、委員会の中で、県も「歴史的に価値が高い将来世代に伝えていく」必要があると考えているのであれば、技術的にも「当時の形状が可視化できる状態で整備する」モニュメントなどは「技術的に可能」であるとすれば、そのことをさらに検討すべきであることを求めました。

委員会場で即判断できないが、「街路整備事業費予算を充てることは難しいが、他の事業費予算があるのか幅広く意見を聞くようにする」との考え方が示されました。

本来は、このような今回明らかになった歴史的価値をこれ以上県民市民に広く知らせ、事業を進めるにあたっての透明性を担保することが大事であるという姿勢を今後も求めるとともに、「当時の形状が可視化できる状態で整備す

る」ことの検討を求めていることとしています。

6 人権尊重・差別解消の調査研究について

12月2日「外国人技能実習生に寄り添う自治体であれ」

今朝の朝日新聞に、技能実習生を多く受け入れている上位100自治体の4割が、人数を把握していないという実態が報告されていました。

記事は、日本で働く外国人技能実習生の急増を受けた朝日新聞社と東海大学の調査だが、自治体には法律で実習生の保護などが求められているが、そのための基礎データとなる実習生の人数を「把握していない」と答えた自治体が42%に上り、建前と現実の乖離が浮き彫りになったとあります。

法務省などの統計をもとに、昨年末時点で地域住民に占める在留資格「技能実習」の外国人の割合が高い上位100市町村を対象に、今年10月中旬から11月上旬に実施されたアンケートだが、実習生の人数を把握していない42自治体のうち、約7割の30自治体が「受け入れは企業などに任せているので把握する必要がない」としており、その無責任さに驚くばかりでした。

しかも、実習生割合が6.16%と全国で最も高い愛知県飛島村は、税収の豊かさから財政収入が支出の2倍以上ある「日本一リッチな村」だが、アンケートでは「受け入れ策は、基本的に民間がやるべきこと」との答えには呆れます。

アンケートでは、72自治体が「地域に技能実習生は必要」と答えており、その理由（複数回答可）としては、のべ152の回答のうち「人手不足が続いている」が最多の54で、「地域の産業を担う人材確保」が43、「地域経済が活発になる」が26で続き、「アジアなどの人材育成に貢献」は10で、回答数の1割にも満たなかったとのこと。

技能実習制度の目的は、途上国の若者に技能を習得してもらう「国際貢献」であり、技能実習適正化法は、「技能実習を労働力の需給の調

整手段にしてはならない」としているにもかかわらず、実態は目的の趣旨が十分理解されていないのではないのか。

また、実態も把握せずに、どうやって実習生の保護などを行うのか疑問を抱かざるをえません。

実習生は国内の人手不足を反映して急増し、2017年末の27万4233人から本年6月末の在留者は40万2422人となっている中、コロナ禍で苦しまれておられる方も多くいるのではないかと思います。

技能実習適正化法は実習の適正な実施と実習生の保護を図るため、自治体は必要な施策を進める努力義務があると定められており、今こそ共生が求められているときであり、自治体の果たす役割は多いはずです。

7 反戦・平和・憲法擁護・脱原発の調査研究について

(1) 反戦・平和について

7月11日「室戸沖墜落事故も、米軍による安全軽視の犠牲か」

18年12月、室戸市沖で米海兵隊の戦闘攻撃機と空中給油機が接触して墜落し、6人が死亡・行方不明になった事故で、昨年11月第1海兵航空団（沖縄県）が調査報告書をまとめ、事故を起こした米海兵隊岩国基地所属の戦闘攻撃機部隊で重大な規律違反が横行していたことが明らかにされていました。

それには、手放し操縦や飛行中の読書、さらには報告書は「薬物乱用、アルコールの過剰摂取、不倫、指示違反といった職業倫理にもとる実例」があったとされ、室戸沖の事故では、乗員2人の尿から睡眠導入剤の成分も検出され、飛行任務に不適格な状態だったことが報告されていました。

それだけではなく、この部隊は2016年、沖縄県の嘉手納基地沖でも同様の事故を起こしていたことも報告されていたのです。

それが、今朝の高知新聞にもあるように共同通信の記事によると、米軍海兵隊の報告書が海

兵隊岩国基地について、米本土と比べ「困難な飛行環境」にあるにもかかわらず、訓練中の成績が平均以下の新人操縦士が不釣り合いに多く配属されていると指摘していることが、分かりました。

室戸沖で事故を起こした操縦士は、17年4月に飛行訓練を終えた新人で、訓練成績は139人中133位で、以前にも同僚の機体を見失った際に周囲に知らせず、報告書は「状況に対処する力量が欠けていた」と断ぜられていました。

今回の再検証では、この操縦士だけではなく、岩国には成績の悪い新人が多いことが判明し、優秀な人材は日本勤務を避け、力量不足の操縦士が集中するという米軍の日本の安全軽視が明らかにされたということです。

不当な米軍基地負担を背負わされ、オスプレイをはじめとしたアメリカの都合による米兵器の爆買いを強いられている日本に対する仕打ちがこの様なことであるのかとの怒りすら感じます。

8月6日『「ひろしま・ながさき」をわがこととして、風化させないために」

今日、広島は、被爆75年を迎えました。

今年は新型コロナウイルス感染症対策のため、式典参列者席を当初の1万1500席から一割以下の800席ほどに大幅に縮小したうえで、平和祈念式典が行われました。

松井一実市長は平和宣言で、新型コロナウイルスの感染拡大に触れ、「人類に対する新たな脅威を乗り越えるため、市民社会が自国第一主義に陥ることなく『連帯』して立ち向かうこと」の重要性を訴え、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向け、「これからの広島は『連帯』を市民社会の総意にしていく責務がある」と述べられました。

また、各国の指導者に対しても、国家間の連帯と核廃絶への取り組みの継続を呼び掛けました。

そして、核兵器禁止条約に賛同していない日本政府には、署名・批准を求める被爆者の思いを誠実に受け止め、締約国になるよう求めましたが、安倍首相は真摯に受け止めているのかと

問いたい。

そんな中、先日 DVD で映画『ひろしま』を鑑賞しました。

映画『ひろしま』は、敗戦後8年目の1953年に作られたもので、自らも被ばくした教育学者長田新が編纂した文集「原爆の子〜ヒロシマの少年少女のうたえ」をもとに映画化し、当時の広島市民ら約8万8千人が出演し、広島県教組と広島市民の全面協力のもと原爆が投下された直後の惨状を克明に再現したものです。

当時の制作費4千万円のうち、日教組が2500万円、総評が450万円を分担するなど、「二度と戦争を起こしてはいけない」という「反戦」「反原爆」のメッセージを自らの手で、戦後の教育の現場から伝えなければとの思いで、製作されたものと思います。

今、学校教育の中で、原爆教材が減り、どのように伝えられていくのだろうかと思わざるをえません。

子ども代表の平和宣言にあった戦争や原爆の悲惨さ、残酷さをきちんとイメージできるこうした映画を教材として活用することは、今こそ求められているのではないのでしょうか。

まずは「ひろしま」「ながさき」をわがこととして、風化させないために、核抑止論にもとづく安全保障のあり方を根底から問い直すためにも、この映画が見直されるときだと感じたところでした。

8月9日「戦争遺跡に学び、語り継ぐ意思持つ人で風化させず」

8月9日は、平和運動センターや原水禁県民会議の主催で開催された「香長平野戦争遺跡ウォーク」に参加してきました。

さすがの暑さでしたけども、約10キロのコースで、貴重な戦争遺跡を改めて確認することで、語り継げることも確認させてもらいました。

長崎に原爆が投下された日でもあり、途中ちょうど立ち寄った「前浜津波避難タワー」で長崎被爆75年の黙祷を11時2分に合わせて、参加者全員で行いました。

南国市はその時間に、市役所から市民に放送で黙祷の呼びかけもされていました。

このウォークは、高知空港に集合した約20名の参加者が、三島小学校跡の碑、そして高知大学内の指揮所と通信所跡を見学し、その後高知工業高専南東の物部川堤防に1つだけ残っている海軍のトーチカを見学をしました。

さらには、現在の高知龍馬空港、高知大学農学部、高知工業高専の場所は元海軍航空隊の場所で、1944年3月に高知海軍航空隊が開隊し、兵員3600名、机上作業練習機「白菊」55機が配置されていたそうで、高知海軍航空隊の碑も訪れました。

戦争末期には神風特攻隊菊水部隊「白菊」隊が編成され、26機出撃し、52名が戦死したそうです。

四国防衛軍のトーチカを見学した後、前浜の掩体群を訪れました。

掩体は飛行機の格納庫で、防衛庁の資料では、当時41基あったと記されていますが、現在残っているものはコンクリート製のもの7基だけとなっています。

南国市教育委員会が発行している「掩体は語る」のリーフレットには南国市の掩体の状況などが紹介されていますし、香長平野の戦争遺跡についてそれぞれ説明がされています。

ぜひ、いちどお手にとってみていただけたらと思います。

普段、県民が何気なく活用している高知龍馬空港は、戦前は旧香美郡三島村として263戸約1500人が生活していたのですが、1941年から44年にかけて三島村は軍用飛行場として国に強制的に買い取られたそうです。

海岸の砂利などを運び、村の土地を整地し、物部川の洪水や津波の時に登ったと伝えられている命山も次第に削られ、飛行場の形になっていったそうです。

いろんな機会をとらえて、物言わぬ掩体を始めとした様々な戦争遺跡に多くの皆さんに学んでいただきたいと思います。

今年は、コロナ禍で原水禁大会などがリモートになる中、なにかできることをということで、平和運動センターが企画してくれた取り組みでしたが、参加者の中には幼児3名小学生2人もおられました。

戦後75年私たちは風化させることなく、次

の世代に引き継いで行くための新たな取り組みの一步ではないかと思います。

今日の朝日新聞2面「日曜に想う一戦後75年の夏継がれゆく記憶」の最後は、「忘れず残したいと思う意思と、聴いて継いでゆきたいと思う意思。その二つがあれば、戦争の記憶は風化しない。」と結ばれています。

この「意思」持つ人々を増やしたいものです。

8月15日「繰り返さないために語り継ぐ」

75年前の今日、日本は戦争に敗北しました。

敗戦から75年、戦中・戦後を生きてこられた方には、一人一人の戦争体験があり、一人一人の戦後が積み重ねられてきました。

高知では放送されませんが、TBSでは「終戦75年スペシャル第1部・女性たちの8・15」という番組があり、日頃ご指導頂いている高知市の藤原充子弁護士が取材出演することと、楽しみにしていましたが、残念ながら高知での放送はないことが分かりました。

しかし、藤原弁護士の戦中、戦後から今に至る生き様が「弁護士五十年、次世代への遺言状」に綴られています。

上巻第2章に「物心ついたときから戦争の時代」で、関東大震災の日に、神戸市で生を受けてから「満州事変勃発」「満州帝国の建設」「女の子も戦争ごっこ」「女学校生活と疎開」「工場へ学徒動員」「疎開と転校」「敗戦間近の姫路市空襲」「昭和20年8月原爆投下と敗戦」など歴史の流れを庶民の目で振り返られています。

また、私の母の友人で「満州の歴史を語り継ぐ高知の会」の崎山ひろみさんは、8月13日の高知新聞「声ひろば」に「8月9日の満州」と題した投稿をされています。

そこには、「満州での開拓団の悲劇や苦しい逃避行の日々のこと、残留婦人や孤児のことは多くの方が一度は聞かれたことがあることでしょう。在満日本人155万人は8月9日の未明、ソ連軍が参戦したことにより、この日から苦難の道を歩みだしたのです。8月15日は、私たち満州にいたものにとっては日本の敗戦であって、終戦ではありません。まだ戦争の真ただ中だったのです。ソ連軍の暴行、略奪、女性暴

行、日本軍が中国本土でしたことと同じことを味わわれたのです。」と書かれています。

私も、幼少期に母から聞かされたのは、ソ連兵から身を守るために、丸刈りにして男の子の格好で、逃げ回ったとの話でした。

そして、今は亡き父は、郵便局員だったことから通信兵として、徴兵されビルマ戦線で終戦を迎え、一時期捕虜となったことを聞かされていました。

戦中・戦後を生きた人々一人一人の戦中・戦後がある中、日本世論調査会が6～7月に実施した全国郵送世論調査で、日本が戦後、戦争をしなかった理由を聞いたところ、47%が「憲法9条」の存在を挙げ、続いて23%が「戦争体験者や被爆者が戦争の悲惨さを訴えてきたから」と答えていることを改めて胸に刻みたいと思います。

そして、戦争の反省に立って制定した憲法への評価と、戦争体験を語り継いできた先人たちの努力を蔑ろにする政権でなく、さらに息づかせていく不戦を誓う民主政治を実現しなければなりません。

2月9日「考えられない海自潜水艦衝突を繰り返させない」

8日午前11時ごろ、海上自衛隊の潜水艦「そうりゅう」が、高知県足摺岬沖で民間船と衝突し、潜水艦の乗組員3人が打撲などの軽傷を負いました。

関係者によると、民間船は香港籍の貨物船で、接触に気づかなかつたとみられ、けが人の情報は無いとのことです。

海上幕僚監部などによると、「そうりゅう」には約65人が乗艦して訓練中で、潜望鏡やアンテナが海面に出る「潜望鏡深度」まで浮上するところで、民間船を確認したが、よけきれなかったとのことです。

元海上自衛隊呉地方総監で潜水艦乗組員だった伊藤俊幸氏によると「他国の海軍と比べても「優秀」とされる海自の潜水艦のソナー担当者なぜ商船の音に気づかなかつたのか。潜望鏡が破損しただけで艦体自体は接触していないなら、ぎりぎりの段階で商船に気づき、露頂を止めたか、緊急潜航したのかもしれない。機器

の故障でなければ、確認が不足していたと言わざるを得ず、あってはならない事故だ。」と述べています。

防衛省から高知県危機管理・防災課に入った情報によると、現場では燃油が漏れるなどの被害はなく、県に対する協力要請もなかったとのことだが、高知県などによると、現場は県が設置している浮き魚礁「土佐黒潮牧場」の13号や18号に近く、沿岸漁業者が日常的に操業、航行する海域で、高知県漁連は「小型漁船との衝突であればかなりの事故につながっていた」として、防衛省中国四国防衛局に事故原因の徹底究明と調査結果を明らかにするよう申し入れているとのこと。

県は、まさに、「あってはならない事故」を繰り返させることのないよう、厳重な申し入れをすべきです。

(2) 脱原発について

8月14日『国を喜ばず』より、町民の安全・不安と向き合え

原発の使用済み燃料から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場をめぐり、北海道寿都町長が、候補地選定に向けた国の調査に応募したい考えを示したことが、昨日から報じられています。

人口減が進む地域への危機感をあらわにし、「交付金は魅力的だ」「バッシングは覚悟している」などと語っているとのこと。

風のまち寿都町は「だし風」という局地的な風が吹き、全国でも有数の強風が吹く町で、そんな「だし風」を有効活用するため、全国の自治体で初めて風力発電施設を設置し、「だし風」をクリーンエネルギーとして姿を変え、まちづくりに還元しているにも、かかわらず 厳しい財政事情を理由に、安全性が疑問視される処分場の誘致に動くのは安易に過ぎないかと町長に問わざるをえません。

候補地選定の調査を受け入れた自治体には文献調査で最大20億円、第2段階の概要調査に進めば、さらに最大70億円が支給されるということだか、調査受け入れを前提に歩むのか、

受け入れなくても寿都町が寿都町らしく発展していくためにはどうするのか、町民が一丸となって知恵を出し合い汗をかくのが、問われているはず。

2007年、本県東洋町では、当時の町長が議会に諮らないまま調査の受け入れに応募していたことが発覚し、住民らが激しく反対し、次の町長選で反対派が当選して応募は撤回されました。

しかし、その過程では町民を二分するような事態を招いたこともあり、このようなことが繰り返されることはけしてのぞましいものではありません。

北海道は「北海道における特定放射性廃棄物に関する条例」を定めており、「特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難い」ことも宣言しています。

町長は、朝日新聞の取材に答えて「勇気を持って名乗りを上げたい。相当なバッシングが出てくると思う。それは覚悟の上だ。国は相当喜ぶと思う。」と言っているが、いったい誰を向いて町政を担っているのか、いま一度熟慮すべきではないのでしょうか。

8月16日『引き揚げ』『原発事故避難』『コロナ』を貫く棄民策

昨夜、IWJで、「コロナ禍の陰で現在も進行する原発事故被害 原発事故被災者・避難者を襲うコロナ危機！ 今、何をすべきか、すべきではないのか！」というテーマでジャーナリスト青木美希氏のインタビューを視聴していました。

青木さんの著書「地図から消される街 3. 11後の『言ってはいけない事実』」を手に入っていたこともあって、ぜひお話を聞いてみたいとの思いでしたが、興味深いお話ばかりでした。

8. 15ということもあって、最初に口にしたのは、終戦当時旧満州撫順で暮らし、引き揚げることとなった自らの祖父母、母のエピソードに触れ、国策で満州に移住したのに、引き揚げるときは自己責任。

これは、福島原発事故、コロナの問題と「棄民」ということでつながると述べられました。

青木さんは、浪江町津島地区は旧満州からの引き揚げ者が入職して開拓して住んでいた地区が今度は国策の原発事故で避難を強いられたことを紹介されました。

福島原発事故による避難先の住宅提供を政府と県が打ち切り、人々は自分のお金で避難生活を続けなければならなくなり、その中で自ら命を絶つ方も出てきており、ここでも自己責任が続いていますと訴えられました。

さらに、「飯館村では、未除染のまま避難指示解除が可能となるような検討がされている。除染は国の責務とされている放射線物質汚染対処特措法と矛盾するなど、国の責任放棄である。」と指摘されるようなことが進められています。

そして、原発事故で浪江町から南相馬市の災害公営住宅に避難していた60代の男性が、自宅で「孤独死」しているのが見つかるということもおきました。

浪江町社会福祉協議会は、「新型コロナの影響で対面での対応が難しくなり、異変に気づきにくい状況が生まれている」と話していたが、原発事故で苦境におかれている人が、コロナで追い打ちをかけられ、命まで失っていると言うことです。

まさに、自己責任を強いる国の棄民策の責任を我々は追及していかなければと考えさせられるロングインタビューでした。

9月9日「自然災害リスクに脅かされる原発の安全性」

8月13日午後3時ごろ、運転停止中の東京電力柏崎刈羽原発1～3号機と6号機の計4基の使用済み核燃料プールの冷却ポンプが停止したという事故がありました。

東電は停止した各号機の冷却ポンプを順次再起動し、35分後にすべての冷却を再開したとのことで、この停止による使用済み核燃料の冷却に影響はなく、放射性物質の漏えいはなかったとのことです。

この原発に供給する電気は関東圏から送られてきているため、東電では現在、原因を調査中だが、関東圏で起きた落雷が影響し、周波数や電圧に異常をきたした可能性があると言われて

います。

柏崎刈羽原発は2007年7月に発生した直下型の中越沖地震で全原発が停止し、3号機の変圧器が火を吹いたこともあり、その後部分的に再稼働するが、3・11福島第一原発事故の1年後には再稼働した5～6号なども停止、以降8年以上全機が止っています。

しかし、使用済み核燃料プールの冷却や維持管理用の電力は必要なので本来の東電の給電区域から逆に柏崎刈羽原発に送電しているが、それが関東の雷雨で遮断されたものと見られています。

東電は調査して詳しい分析結果を公表するといいいながら、未だに具体的報告はなく、給電時および受電時の電力遮断は極めて重大な事故につながるだけに、具体的な調査分析報告は急がれるべきではないでしょうか。

今や、いつ、どこで、いかなる時にでも防御不可能な自然災害が起こらないとも限りません。

原子力資料情報室の試算では、原子力で発電を一切しなかった電力会社の発電費は計約10兆4400億円に上り、この分が電気料金に上乗せされ、消費者に負担させられており、何のサービスも受けていないのに、料金を取られるというばかげたことが2011年以降続いているのです。

龍谷大学の島賢一教授は「原発の再稼働を認めれば、追加的安全対策費がさらにかさむ。その分も電気代として消費者に転嫁される」ということが続くのですから、経済的にも安全的にも、原発をなくして、いくしかないのです。

11月29日「原発避難者の『今』から、支援策を明らかに」

母校でもあることから、災害に関することを多々学ばせて頂いている関西学院大災害復興制度研究所が、6月から行っていた福島第1原発事故による福島県外への避難者に対する全国調査の結果が、昨日の朝日新聞に掲載されていました。

この調査は、東日本大震災から来年3月で10年となるのを前に、県外避難者の生活課題を探ることで、課題を洗い出し、政策提案しよう

と企画されたものです。

福島県が県外避難者のために全国に設置し、情報提供や相談などを行っている26カ所の生活再建支援拠点のうち17カ所の協力を得て、約6400世帯にアンケートを配布し、694人が回答しています。

回答者の震災当時の住所は福島県内が75%で、元の住所の現状は帰還困難区域が14%、避難指示が解除された区域が20%で、強制避難を余儀なくされた地域からの避難者は、東北と関東に多く、それ以外の自主避難者は北海道と中部以西に散らばっていたそうです。

帰還困難区域に指定されている地域からの避難者は、9割弱が元の住所に住民票を置いていたが、福島に戻る意向を示したのは2割にとどまっています。

全体（複数回答）で元の住所に戻っていない理由は、「山林や草地の汚染が残っている」（46%）と、「現在の居場所で落ち着いている」（45%）がほぼ同数で、震災前と現在を比べると、農林水産業や中小企業の労務職、自営業が減少し、帰還困難区域と避難指示が解除された区域からの避難者では無職と専業主婦が増加、自主避難者はパート・アルバイトが増え、世帯収入は300万円以上が減り、300万円未満が増えるなど、避難は仕事と収入に大きな影響を与えています。

「困った時に助け合う人がいる」と答えた人は、52%から19%まで減るなど、人間関係の希薄化も顕著になっています。

また、単身世帯は6%から13%に倍増、配偶者と別居し同居家族が未婚の子どものみの世帯は特に自主避難者で増え、4%から16%と4倍近くになり、14%の離婚経験者は半数以上が震災後で、3世代同居の世帯は11%から5%に半減するなど世帯分離が進み、避難は家族の形も変えたことが明らかになっています。

避難が仕事や収入、家族関係に大きな影響を与えている状況に加え、故郷に思いをかけながらも、帰れない状態に悩む姿が浮かび上がっており、この調査から見えてくる実態から、一人ひとりに寄り添い、どのような支援体制が求められているのか、明らかにしていくことが必要になってくると考えられます。

12月6日「全ての原発耐震性を見直せ」

一昨日から、福井県の関電大飯原発3、4号機について規制委が17年に出した設置変更許可を取り消す判決を大阪地裁が言い渡したことが報じられています。

判決では、福島の事故後に策定された新規制基準とそれに基づく「審査ガイド」が求める検討をしていないと指摘し、「規制委の調査審議と判断の過程には看過しがたい過誤、欠落があり、不合理」「原子力規制委員会の調査審議及び判断は、審査すべき点を審査していないので違法である。」と断じています。

関電は大飯3、4号機周辺の断層の長さや幅を仮定して、そこから起こりうる地震規模を算出し、基準地震動を定めたとしているが、これに対し、近隣府県の住民らが、関電が示した地震規模は平均値でしかなく、審査ガイドは「ばらつきも考慮されている必要がある」と明記しており、実際の地震はもっと高い値になることも想定され、関電の数字をそのまま受け入れた規制委の許可は違法だと主張していました。

原発の地震対策では、電力会社が原発を襲う最大の揺れとして「基準地震動」を想定し、それを踏まえた安全対策を示して規制委に再稼働を申請し、規制委は、その想定が適切か、対策は十分かなどを審査し、新規制基準に適合すると判断すれば必要な許認可を行うこととなっていますが、判決は住民側の主張を受け、福島の事故後、規制委が自ら審査ガイドに「ばらつき」条項を追加した経緯を踏まえ、決められた手続きに忠実・厳格であるよう求めたといえます。

これは、原発の安全性を審査し、運転にお墨付きを与えてきた原子力規制委員会の仕事の進め方に対し、重大な疑義が突きつけられたことにもなります。

福島のを引くまでもなく、地震や津波、火山噴火など、想定を上回る規模の災害が襲ってくる恐れは常にあり、この数年の傾向はよけいに高まっていると言えます。

だからこそ、万が一にも事故があってはならない原発については、安全側に立って基準を定め、それに基づいて審査や規制に当たらなければならないのです。

原子力規制委員会はこの判決を踏まえて、す

すべての原発及び原子力施設等について、地震規模（地震モーメント及びマグニチュード）の見直しを行うべきであり、関西電力に関しては、大飯原発の地震規模の見直しはもちろんのこと、とりわけ老朽美浜3号炉の耐震性が大きな問題になります。

敷地のほぼ直下にある C 断層が現行でも 993 ガルをもたらすが、「ばらつき」の標準偏差を考慮しただけで 1,330 ガルに跳ね上がり、老朽化に伴う諸問題を抱えながら、このような危険性が放置されてよいはずはないと原告団は訴えています。

国は控訴を断念して設置許可を取り消し、すべての原発等について耐震性を見直しを行うべきではないでしょうか。

3月19日「司法判断を逃げ、被害者の住民に立証責任を強要する不当判決許さない」

今朝の各紙一面の見出しは、「東海第二運転差し止め」「伊方は差し止め取り消し」と相反する司法判断が出されたことを報じています。

日本原電東海第2原発の運転差し止め訴訟で、差し止めを命じた水戸地裁判決は、実効性のある避難計画の策定という課題を突きつけた一方、四国電力伊方原発では広島高裁が一転、運転を認める決定を出したのです。

水戸地裁は、規制委の審査について「具体的審査基準に不合理な点があるとは認められない」と妥当性を認めたものの、住民の被ばくを防ぐための避難計画も規制委の審査と同様に大地震や大津波、火山の噴火などを想定して「実現可能な避難計画が策定され、実行できる体制が整備されていなければならない」と指摘し、「防災体制は極めて不十分で安全性に欠ける」として、30キロ圏内に94万人が住む東海第2原発で事故が起きた場合の住民避難の実効性に懸念を示しました。

一方で、四国電力伊方原発3号機は、断層による地震と火山の噴火という二つの地理的リスクを抱え、過去2回、運転差し止めの司法判断が下されたにもかかわらず、広島高裁は昨日の異議審決定で四電側の主張を認め、運転差し止めの仮処分を取り消しました。

マスコミの取材に対して、小出裕章・元京都

大原子炉実験所助教は「本来は裁判所が、膨大なデータを持つ四電に専門家の見解の相違がないくらいの情報を示させるべきだ」と高裁の消極的な姿勢を批判しており、高知大学の岡村眞名誉教授は、高裁決定が「裁判所に独自の科学的知見はない」とし、「安全性の評価を原子力規制委員会に委ねるような表現で、生存権が奪われるという人々の不安から司法は『逃げた』と受け止めざるを得ない」と述べ、「原発への影響は予想できないのに、決定はそのリスクを楽観的に捉えた。東日本大震災で破局的事故が起きた現実を踏まえ、リスク重視の判断をすべきだ」と厳しく指摘しています。

昨年一月の危険がないことの立証を四電に求めた高裁決定から、一転し、裁判所に独自の科学的知見はなく、具体的な危険を住民側が示さなければ運転の差し止め判断はできないなどという高裁の判決は、不当判決きわまりないものと言えます。

しかし、四電は特定重大事故等退所施設が完成する10月末以降の再稼働を目指すとしているが、福島第一原発事故から10年の教訓を一顧だにしない不当判決、四国電力を許さない闘いを継続していかなければなりません。

3月25日「東電に原発事業者としての適格性があるのか」

新潟県の柏崎刈羽原発では、所員が別のIDカードを使って中央制御室に不正入室した問題や、テロ防止に関わる侵入検知設備が長期間、機能喪失していた可能性がある問題が相次いで明らかになり、侵入検知設備の問題について、原子力規制委員会は安全上の重要度で4段階で最悪レベルと評価されました。

核セキュリティ分野での最悪レベルという判定は、日本で初めてというだけでなく、同種の検査制度を20年にわたって運用しているアメリカでも近年例がないとのこと。

まさに、東電の核セキュリティは最低レベルであり、原子力発電事業者としての適格性が問われる事態だと厳しく指摘されています。

これら一連の問題を受け、規制委は9月23日までに第三者による原因分析結果などを東電に報告させ、その上で、2000時間分の追加

検査に本格的に入る見通しで、規制委の更田委員長は「常識的に考えて、1年以内に全てのプロセスが終わるとは考えられない」との考えを改めて示しております。

規制委は今回の命令を、少なくとも追加検査が完了するまで続け、その後も、核物質防護について東電が自主的な取り組みで改善が見込める状態になったと判断するまで解除しない方針で、追加検査で新たに重大な問題が見つかった場合には、原子炉設置許可の取り消しなど、さらに重い処分も検討するとのこと。

東洋経済解説部コラムニストの岡田広行氏は、昨日の配信記事で「再稼働が白紙となった東電は今後、追加検査での指摘内容によっては、原発事業の継続に支障が生じる可能性もある。柏崎刈羽原発の再稼働によって稼いだ収益を福島原発事故の賠償や廃炉費用に充てるという算段も危うくなる。原発への不信感がさらに高まれば原発の新增設の道も絶たれ、カーボンニュートラル政策の中軸に原発を据えようという経済産業省のもくろみも水の泡になりかねない。」と指摘されており、今後の動向を注視していきたいと思います。

8 病院企業団議会調査研究について

12月28日「コロナから自らを守り、隣人を守ることが医療体制を守る」

高知医療センターを運営する高知県・高知市病院企業団議会定例会が開催されました。

補正予算案や条例の一部改正議案を可決するとともに、経常収支が8億3500万円の赤字となる2019年度決算案を認定しました。

赤字の要因として、医師の時間外手当の算定根拠に初任給調整手当が含まれるようになったことや医師の割愛採用などによる退職給与引当金を含めて給与費が増額したことや、新型コロナウイルスの影響もあって入院患者数が減少したことなどによることがあります。

今年度も、新型コロナウイルスの影響で医業収益が大幅に落ち込む厳しい状況がありますが、国の交付金を活用した手厚い空床補償を受けるため、「収支のバランスは一定保たれる」

見通しであることも明らかにされました。

また、専決処分報告は、医療従事者に対する特殊勤務手当の増額や慰労金の支出や人工呼吸器やECMO（エクモ）、保育器、簡易診療室（テント型）」の購入費などに伴うものであり、議案の全てが全会一致で認定、可決されました。

その後の議員協議会では、新型コロナウイルス感染症の対応についての院長から報告を巡って質疑がされました。

同センターには12月1～27日の間に、累計102人の新型コロナ感染者が入院しているが、27日時点の感染者の入院は22人で、中等症は4人で、重症は7人、重症者の中でも特に症状の重い3人は集中治療室（ICU）に入り、人工呼吸器を装着しており、うち1人が重篤患者に使う人工心肺装置ECMOを使用しているとのこと。

「このままだと、高度医療が提供できなかったり、救急患者を全て受け入れられない現状にある。コロナ対応をしながら、救急も守ってきたい。医療崩壊に近い状態にあり、これ以上患者さんを増やさないことを願いつつ、頑張っていきたい。」との思いが語られたことを受けて、私は、「ぜひ、このことをマスコミは報道し、県民に伝えて欲しい。そして、県民が医療センターを守るためにも、しっかりと自らを守るような受け止めをしていただけるよう院長から情報発信をして頂きたい。」と述べさせて頂きました。

議会閉会后、院長が取材に応じて、県民に対するメッセージとして「新たな患者をつくらない、そして広げないことが絶対必要。コロナは少し気を緩めると爆発的に広がってしまう。高知は東京と違って満員電車もなく、人と人の間隔が広い。感染を早く減らすチャンスはいくらでもある」と述べられていましたが、県民の皆さんには、しっかりと受け止めて頂いて、コロナから自らを守り、他者を守ることが高知医療センターを、ひいては県内医療体制を守ることにつなげて頂きたいと思います。

2月19日『「新型コロナ対応」医療体制拡充をさらに強化して』

高知医療センターを運営する県・市病院企業

団議会2月定例会では、2021年度の予算案と20年度補正予算案を全会一致で可決しました。

当初予算案は、収入は新型コロナによる受診控えの影響で、医業収益は前年度より18億4900万円減少する見込みですが、県から国の交付金を活用した空床補償（最大50床）17億4500万円を受け、234億600万円を見込み、支出は患者減による材料費の減少や光熱水費の削減などで6億5400万円減の239億2200万円を見込んだ赤字予算となっています。

また、補正予算は、新型コロナの影響で患者数が減少したことによる収入及び支出の減額を行うとともに、患者を受け入れるための空床補償による新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金による収入の増額を行うものでした。

議会閉会後の議員協議会では、年末年始以降の院内の状況について島田院長から「今は感染状況が落ち着いてきているが、気を緩めるとまたぶり返してしまう」として対策の徹底を求められました。

また、この間の経過から見えてきた県内の課題として、「重症者に対応できる病院が医療センター以外にも必要であること」「受け入れ病院間での情報共有が十分でない」「介護施設や精神科病棟、透析医療機関での集団感染への対応方針が決まっていない」「救急医療、高度医療などの役割分担の明確化」などの点を指摘し、「今後起こるであろう第4波に対して準備しなければならない」ことを強調されました。

9 バリアフリースーツリズム調査研究について

2月9日「バリアフリー観光推進も『心のバリアフリー』で」

「バリアフリー観光推進セミナー～誰もが楽しめる高知県観光を目指して～」がオーテピアで開催されていたので、ZOOM参加させていただきました。

このセミナーは、本県が、誰もが安心して楽しむことのできる高知県観光の実現を目指し、

バリアフリー観光の推進に取り組んでいることから、今回の研修では、全国的なバリアフリー観光・ユニバーサルツーリズムの動向に関する講演に加え、今後さらなるバリアフリー観光を推進するため、「誰もが楽しめる高知県観光」をテーマにトークセッションを開催するというものでした。

講演では、織田友理子氏（一般社団法人Wheelog代表理事）からは「みんなでつくるバリアフリー」について、洲山知弘氏（株式会社プランニングネットワーク、ユニバーサルツーリズムアドバイザー）から「目からウロコのユニバーサルツーリズム」について聞かせて頂き、「誰もが楽しめる高知県観光」について、お二人に加えて、本県のNPO法人福祉住環境ネットワークこうち理事長の笹岡和泉氏が登壇しトークセッションが行われました。

織田さんからの「車椅子でもあきらめない世界をつくる」「バリアフリー情報があると世界が変わる」「あなたの行けたが誰かの行きたいになる」「ハード面のバリアフリーだけでは十分ではない、心のバリアフリーが大事」「環境や人が変わればバリアはなくなる」「人の優しさが心の車椅子になる」などのキーワードを実践していきたいものだと考えさせられました。

高知県のバリアフリー観光について、議会で初めて取り上げたのは2012年で、以降先進県である三重県のバリアフリースーツリズムセンターなどを視察し28、29年と質問することで、宿泊施設職員の研修や調査が行われ、徐々に進んできたが、何よりも県を突き動かしてきたのはNPO法人福祉住環境ネットワークこうち理事長の笹岡和泉さんです。

やっとな「高知県バリアフリー観光相談窓口」がスタートした昨年度は、コロナ禍のもとで大変な思いもされたことだと思いますが、お話を聞いていて、しっかりとはじめの一步を歩み出したと思っています。

トークセッションでは、実際の観光案内でバリアフリー案内を心がけられている土佐観光ガイドボランティア協会の方からの報告もされました。また、織田さんからは「きっちり改善できなくても、少しずつでも変えていくために、みんなでアップデートしよう。」、洲山さんか

らは「できることはゼロではないはず。高知にだけは行きたいと思えるようになって欲しい。」などの言葉も頂き、笹岡さんからは「連携で解決し、良かったと思ってもらえる相談センターにしていきたい」との決意も述べられました。

笹岡さんが期待する「連携」をさらに広げ、そのつながりをさらに濃くして、バリアーを低く、解消して行けたらと思いました。

10 その他の課題

4月27日『『コロナ孤独』に負けず、今こそつながろう多様なツールで』

新型コロナウイルス感染症対策として、「三密を避ける」ことから外出自粛や様々な会議の中止などで、各種総会は書面表決にとつてかわり、一同に会することができず、どうしてもいろいろな課題について話し合う場が少なくなっています。

特に、私のようなアナログ人間にとっては、オンラインで結びつくことが苦手で、よけいにそのことを感じています。

そんな中、先週一週間でのお声かけ頂いて3回のZOOM会議に参加させて頂きました。

一度は、宮城県石巻で在宅被災者支援をされているチーム王冠の伊藤さんからのお声かけで「第3回災害ケースマネジメント構想会議」で、「コロナ対策と災害ケースマネジメントについて」「行政評価局の報告：災害時の住まい確保に対する行政評価・監視－被災者の生活再建の視点から（仮称）について」「災害ケースマネジメントを社会制度化するために」とのテーマで約4時間、全国からの参加者約40人の方々と意見交換をさせて頂きました。

そして、その後は日頃おつきあいのある方々ばかり4人、そして多少馴染みの多い方々約10人との会議で、「みんなで考える地域課題/新型コロナ対策編」「コロナ孤独から地域を守れ」とのテーマでそれぞれ2時間を超す会議に参加させて頂きました。

今回のコロナ対策で、オンラインでつながるをえなくなり、このツールになれておくことも大事だと考えさせられました。

しかし、このツールでつながれない方々が多い地域によっては、直接面談する方法をどう確保するかと言うことも問われます。

コロナウイルス感染症も災害と捉えると、これまで自然災害に備えてきたことをどうのコロナ災害に活かすのかと言うことを考えれば、いろんな知恵がでてくるかもしれません。

4月24日付けの「福島民報」の社説で、「浪江町の民家で今月八日、死後数カ月経過しているとみられる二遺体が見つかった。住んでいたのは東京電力福島第一原発事故に伴う避難から昨年五月に帰還していた八十代と五十代の父娘だった。」との書き出しで、コロナ災害のさなかでの孤立について書かれています。

「新型コロナウイルスの感染抑止のため、全国で外出や人との接触の自粛が求められている。だれもが「うつされるかも」「うつすかも」という疑心暗鬼の中で、弱者に向けられるべき支援や助言も届きにくくなっている。」と指摘し、「人間は絶えず他者との関係において存在することで社会的動物と表現されてきた。わざわざの克服を新たな前進の力にしたい。」と結んでいます。

「「うつされるかも」「うつすかも」という疑心暗鬼」の中で、思考停止になることなく、つながるためにできることを考えていきたいものです。

9月28日「都合に合わせて対面・オンラインの学び」

土曜日は、会場に赴いての対面での研修会に、2カ所参加し、日曜日は会場には出向かずオンラインでの研修会に参加させて頂きました。

まず、最初は、下知地区人権啓発推進委員会主催の人権研修会で、高知新聞社大野記者から「コロナと向き合う～新型コロナウイルス感染症の取材を通して～」とお話を聞かせていただきました。

極めて難しい取材活動の中で、新聞報道することによってどのような効果があったのか。例えば、コロナ感染県内一例目と言うことで院長が看護師の人格への中傷やデマに対して放置できないとの思いで答えてくれた取材記事以降

このデマは沈静化したとの事など、報道の持つ大切さについて改めて確認させていただきました。

「コロナと向き合う」の連載の中にあった、誹謗中傷を行うデマの発信者の気持ち等についての心のケア相談窓口で対応された県精神保健福祉センターの山崎所長の「感染症は差別を生みやすい。見えないものなので、みんな不安なんです。『あの人は実はこうだった』という話が出ると、みんな飛びついてしまう」「誰かを責めている間は自分は感染者じゃない、大丈夫だという変な安心感がある」「災害と同じ。変な情報は探し求めず、広げないことです」とのコメントに、納得する部分がありました。

県民生活が日常を取り戻していく中で、今でも緊急事態宣言が継続しているかのような緊張感を持って暮らされている医療従事者の方がいることや、心に傷を抱えて過ごされている元患者さんたちがいることを忘れてはならないことが強く訴えられました。

その後は「ウィズコロナと関係人口」についての自治研究センターでの研修会。

途中からの参加でしたが、首都大学東京の野田満助教からいの町神谷北地区での地域研究ユニット「タテマエ」が取り組む地域活動とその地域主体のあり方、関係人口の再考から「集まりカタ、関わりカタ、閉じ方から開き方」などについて学ばせて頂きました。

そして、昨日は、議会の質問準備などもあった関係で、「原発をなくし、自然エネルギーを推進する県民連絡会」の主催による脱原発セミナーにリモート参加し、小出裕章元京大助教の「いまさら聞けない原発のイロハ」について、延べ6時間に及ぶお話を聞かせて頂きました。

原発に依存しなくても、稼働させ続けること自体に無理があることを改めて、確認させて頂く中で、エネルギーを膨大に使い続ける社会ではなく、大量に使わなくても、健康で生き続けられる社会へと転換していくことが求められていること。

そのためには、「少欲知足（しょうよくちそく）」の実践で、実現していくことをお互いが考えることから始まると締めくくられました。1月12日「県民座談会『濱田が参りました』

積極的な意見反映を」

県民座談会「濱田が参りました」が、高知市で開催され、高知市選挙区の県議として参加させて頂きました。

知事が、地域の方々との率直な対話を通じて地域の強みや実情を把握することを目的としたもので、コロナ禍で当初より開催が遅れていますが、県内34市町村のうち26カ所目の開催となりました。

産業、福祉、教育、防災、中山間分野等から、「桂浜水族館館長」「秦地区社会福祉協議会会長」「市立浦戸小学校学校長」「種崎地区津波防災検討会会長」「土佐山夢づくりの会代表、土佐山ゆず生産組合組合長」「JA 高知市三里園芸部花卉部会長」「NPO 団体レインボー高知代表」「福祉住環境設計事務所やさしいまち工房所長、NPO 福祉住環境ネットワークこうち理事長」らが参加し、それぞれの課題や今後の県政への要望等についてお一人10分で提言されていました。

日ごろから、地域活動、防災活動、福祉のまちづくりやバリアフリー観光などで、お付き合いのある方も居られて、その課題がどのように進んでいるのかなどについてもお話が聞けましたし、さらには、ぜひお話を聞いてみたいと思われていた方々からのプレゼンは非常に参考となるものもありました。

中には、産業振興計画の高知市地域アクションプランに位置づけられている課題に取り組まれている方もおられました。

意見交換で、あまり議論が深まらなかったように感じましたが、活動の拠点確保、人づくり、行政の支援や啓発のありかたなどの課題が出されていました。

また、傍聴者からの質疑についても、出なかったことが残念でした。

コロナ禍で、たくさん参加することは困難かもしれませんが、「地域の声を庁内で共有するとともに、課題の解決に向け、官民協働、市町村政との連携・協調のもと取り組んでいくことにつなげる。」というのが、目的でもありますので、今後は、参加者だけでなく、傍聴者の積極的な質疑参加で、地域の声の共有、課題の解決に向けた連携・協調が図られることを期待し

たいものです。

毎日、毎日、追われるように働き続けて生きてゆくのだ。」という状況が、今のコロナ禍で貧困の問題として顕在化しています。

今度行う集落実態調査が、そのような中山間地の地域づくりをするために生かされるような調査となることを、願わざるをえません。

3月4日「中山間・奥山間地で支え合い見守りのしくみづくりを」

高知新聞で「消えていた炎～限界の山里で～」の連載が始まったが、初回の記事では、「誰も気付かないうちに家1軒が全焼し、救助も来ないまま1人が亡くなった。過疎の山里に深い衝撃を走らせた『孤独焼死』。その背景を取材した。」と結んでありました。

この連載が始まる前日、私は質問の中で、中山間地問題を取り上げる際に、2月11日付高知新聞で報じられた10日の吾川郡仁淀川町別枝での火災記事に触れ「夜間に出火した際に誰も気付かないような集落が散在するという事実をどのように受け止めたのか」と知事に聞きました。

知事は次のように答弁されました。

「さる2月10日、仁淀川町別枝地区で一人暮らしのお年寄りのお家が焼け落ちているのが発見され、住民の方がお亡くなりになっていました。心から哀悼の意を表します。私は新聞記事でこの火災のことを知りましたが、中山間地域で一人で暮らすことの厳しさと、集落での支え合いや見守りの大切さを痛感したところです。本県の中山間地域とりわけ山あいの地域においては、民家が点在している集落は数多くあります。人口減少と高齢化が進行し、地域での支え合いや見守りの取り組みが弱まる中、こうした集落の置かれた状況は、いっそう厳しさを増しております。仁淀川町では、今回の火災を教訓として、まずは町内でこうしたリスクを抱えた世帯の把握に努め、早急に必要な対策を講じていくとお聞きしております。県としましても、今後、このような悲劇が繰り返されることのないよう、地域における見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていく必要があります。そのため高知版地域包括ケアシステムの構築や集落活動センターによる取り組みを強化し、高齢者が安心して生活できる環境作りを進めて参ります。」